

【随意契約】

7. 介護相談員派遣事業委託

委託業務区分	各種事業、研修会等開催・運営
委託業務内容	介護相談員派遣事業
業務委託理由別分類	業務の効率化及び人件費等その他経費の節減
款・項・目	地域支援事業費・地域支援事業費・包括的地域支援事業費
担当課	福祉健康局介護保険課
委託料	
1. 当初予算計上額	7,341,000 円
2. 最終支出額	7,341,000 円
委託履行期間	平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
委託事業開始時期	平成 15 年度以前
委託契約先名称	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会
委託契約先分類	金沢市の財政支援団体（補助金・交付金等を受けている団体）
契約方法	随意契約
随意契約理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
契約期間	平成 19 年 4 月より 1 年契約
再委託の有無	無

(1) 委託業務の概要

本委託事業の契約先である社会福祉法人金沢市社会福祉協議会は、住民組織や福祉関係団体、公私の社会福祉事業関係者により構成され、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、住民の福祉活動の組織化や支援、また、社会福祉を目的とする事業の連絡調整、住民の参加と協力を得て事業の企画・実施などを行う民間の団体である。

当該団体は、昭和26年に発足し、昭和29年に社会福祉法人としての認可を受けた。市内の福祉団体や市民団体、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、社会福祉施設、ボランティア団体などにより組織され、社会福祉に関する調査研究及び協議、広報・啓発、地区社会福祉協議会・民生委員児童委員・ボランティア等への活動支援、障害のある人等への支援事業などを行っている。その一つに介護相談員派遣事業がある。

具体的には、

介護相談員を募集し、専門の研修講座を受講させ、新規養成し、登録をする。

介護相談員の派遣を希望する施設等をリストアップして、介護相談員を派遣し、利用者の相談に乗ったり、事業者と意見交換する。

介護相談員連絡会を開催する。

その他委託事業の執行に際し必要と認められる事項である。

この事業には、国からの交付金が40.50%、県から20.25%、市から20.25%、残り19%が介護保険料で賄われる。

ところで、当該団体には、以前は市派遣職員が存在したが、現在は存在しない。平成19年度においては、会長と常務理事が市職員OBであり、その前職は、助役と市民福祉部長であった。また、当該団体には人件費の一部として金沢市から交付金が毎年度4千数百万円支出され、当該団体の総収入に占める割合は数%程度であるが、金沢市からの補助金・受託金の経常活動収入に占める割合は72.5%に達している。

(2) 業務委託理由について

委託の理由は、業務の効率化及び人件費等その他経費の節減である。

この業務は、金沢市の直営で行ったことはなく、市直営の場合のコスト計算を実施したことはない。

(3) 契約内容について

随意契約を実施している。

随意契約の理由は、「本事業は、地域で活躍している高齢者や民生委員、老人クラブ関係者等が、介護サービス利用者のためにボランティアとして介護施設等のサービス事業者を訪問し、利用者の話を聞き相談に乗ったり、サービス担当者と意見交換を行うなどの取り組みを進めることにより、サービスの質の向上を図ることを目的とするものであり、営利を目的とする事業者でないこと。介護サ

ービスに関する十分な知識があること。福祉・保健・医療関係者及び市民・地域団体との連絡調整が円滑に行える事業者であることが必須条件となっている。社会福祉法人金沢市社会福祉協議会は、～の全ての条件を満たしており、平成12年度から本事業を受託し、いずれも良好な成績を上げている。」であり、以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」として、当該団体が本委託業務の契約の相手方とされている。

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証

当該年度については、当初予算計上額と最終支出額に差異はなく、精算報告書を読んだところ、当初予算計上額については特に問題はなかった。

ただし、委託先の収支精算書と、領収書との突合までは実施していない。

(6) 対価としての妥当性について

予算の算定は、担当課と当該団体の話し合いの結果に基づいて、担当課が予算要求書を作成して財政課に提出される。予算査定の結果を受けて、委託内容の変更等が行われている。

また、収支精算書を見ると、研修参加費は、県の補助金により参加した者を差し引いた金額であり、介護相談員養成研修費・現任研修費単価は、交通費・宿泊費等で、金沢市の基準に拠っている。

介護相談員派遣費単価は一回当たりの交通費と日当から成っており、介護相談員派遣回数、定期的な報告書の提出でチェックされている。

お茶代は、金額を参加者数で除し一人当たりの単価を算出し、年度比較をして適正な額か確認されている。

収支精算書では、収入と支出が同額となっているが、精算時に領収書の添付までを求めておらず、経費の支出に関し、金額の確認や内容のチェックが詳細に行われているとはいえない。

なお、参考までに、以下に平成 19 年度収支精算書を示す。

収入の部

(単位:円)

科目	決算額	摘要
委託料	7,341,000	金沢市から
合計	7,341,000	

支出の部

(単位:円)

科目	決算額	摘要
人件費	2,444,000	職員人件費(明細あり)
介護相談員研修	808,795	旅費・交通費 578,920 円 養成研修@86,560×6名 =519,360 円 現任研修@29,780×2名 = 59,560 円 需用費 219,875 円 研修参加費@53,000×4名=212,000 円 名刺作成@1,575×5名=7,875 円 謝礼金 10,000 円 実習謝礼@2,000×5名=10,000 円
介護相談員派遣	3,227,935	謝礼金 2,967,000 円 相談員活動費@3,000×989回=2,967,000 円 役務費 260,935 円 報告書・送金案内郵送代 150,621 円 相談員保険加入掛金 110,314 円
介護相談員連絡会	860,270	謝礼金 689,000 円 相談員活動費@3,000×219回=657,000 円 講師謝礼@8,000×4H=32,000 円 旅費・交通費 24,820 円 講師旅費(東京 金沢) 24,820 円 需用費 146,450 円 お茶代 46,550 円 事例集購入 99,900 円
合計	7,341,000	

また、介護相談員派遣事業においては、1回当たりの単価に派遣回数に乗じて費用を算定しており、定期的に報告書が提出されているが、実際に介護事業所に出向いたことの確認までは行われていないため、担当課において適正に確認する方策を講ずる必要がある。

意見

介護相談員派遣事業における相談員の介護事業所への派遣については、担当課において、その実績を適正に確認する方策を講ずる必要がある。

なお、介護相談員の養成目標数については、平成12年に策定した計画において、金沢市の概ね小学校区ごとに一人の介護相談員を養成する予定としており、その後は退職者の補充に止める方針であるとのことだった。

(7) 再委託の状況について

該当なし

(8) 事後評価の実施状況

委託料の実績を、毎期の次期予算見積計算に反映しているが、事後に実績の検証までは行われていない。

介護相談員受け入れ事業所アンケートを実施している。

8 . 金沢市西部クリーンセンターエレベーター保守点検業務

委託業務区分	施設等機械類保守点検
委託業務内容	金沢市西部クリーンセンターエレベーター保守点検業務
業務委託理由別分類	知識・技術の高度化により直営による対応が困難
款・項・目	衛生費・清掃費・ごみ処理費
担当課	環境局環境政策課
委託料	
1 . 当初予算計上額	1,739,000 円
2 . 最終支出額	1,738,800 円
委託履行期間	平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日
委託事業開始時期	平成 15 年度以前
委託契約先名称	三菱電機ビルテクノサービス株式会社金沢支店
委託契約先分類	営利法人
契約方法	随意契約
随意契約理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
契約期間	平成 19 年 4 月より 5 年契約 (長期継続契約)
再委託の有無	無

(1) 委託業務の概要

金沢市西部クリーンセンターの2台のエレベーターの保守点検業務においては、当該業者が、当該施設開設以来、随意契約で受託している。

本業務は、労働安全衛生法第45条第1項並びにクレーン等安全規則第154条及び第155条に基づき点検を行い、エレベーターの故障を未然に防止して、機器本来の性能を良好に維持するためのものである。

なお、当該業者は金沢市東部クリーンセンターの1台のエレベーターの保守点検業務も同様に受託している。

(2) 業務委託理由について

委託の理由は、知識・技術の高度化により直営による対応が困難なためである。

(3) 契約内容について

随意契約（長期継続契約）を実施している。

随意契約の理由は、「金沢市クリーンセンターのエレベーター設備は、三菱電機株式会社製であり、その保守点検には、製造会社の専門的な知識及び技術を必要とし、また、部品の調達・交換ができるのは、製造会社のメンテナンス会社である上記業者のみである。」とされており、平成19年度に5年間の長期継続契約を随意契約で締結している。

なお、本件は金沢市長期継続契約を締結できる契約を定める条例第2条第3項の「施設の設備機器の運転及び保守管理に関する委託契約」に該当することから、長期継続契約としているものである。

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証

当初予算計上額と最終支出額には、200円の差額が発生している。

(6) 対価としての妥当性について

業者から見積書が提出されているが、見積総額の記載のみであり、見積りの内訳がない。また、設計積算による単価の検証もなく、市場価格との比較もできないことから、発注者側でその妥当性を検証することができない。

予定価格はあるが、それは設計・積算によるものではなく、前年度実績と業者の見積りを基に算定したものである。

(7) 再委託の状況について

該当なし

(8) 事後評価の実施状況

委託業務の完了検査の実施

月2回の点検が実施されており、点検前には事前の打ち合わせを行い、点検後には作業報告書の提出とその説明を受けているほか、業務完了報告書の提出を受けている。

委託の事後評価

委託料の実績を、毎期の次期予算見積計算に反映しているとのことだが、これは、委託料の実績額を次年度の予算計上に利用しているに過ぎないので、事後評価しているとまではいえない。

意見

西部クリーンセンターエレベーター保守点検業務委託料の積算においては、業者に詳細な経費内訳の提出を求め、対価としての妥当性を検討するとともに、実績報告書等に基づく事後評価を実施し、その結果を翌期以降の予算計上等に反映させる必要がある。

9. 第14回金沢市民マラソン大会開催事業委託

委託業務区分	各種事業、研修会等開催・運営
委託業務内容	第14回金沢市民マラソン大会開催事業
業務委託理由別分類	業務の効率化及び人件費等その他経費の節減
款・項・目	教育費・保健体育費・体育振興費
担当課	市民局市民スポーツ課
委託料	
1. 当初予算計上額	12,500,000 円
2. 最終支出額	12,028,027 円
委託履行期間	平成19年6月1日～平成20年3月31日
委託事業開始時期	平成15年度以前
委託契約先名称	金沢市民マラソン大会実行委員会
委託契約先分類	その他
契約方法	随意契約
随意契約理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
契約期間	平成19年6月1日より平成20年3月31日
再委託の有無	有

(1) 委託業務の概要

平成6年度から金沢市民マラソン大会を開催するに当たり、金沢市民マラソン大会実行委員会を設立し、大会開催業務を委託している。

金沢市民マラソン大会実行委員会は、金沢市副市長を会長とし、委員は体育団体その他関係機関の役職員及び金沢市の職員等のうちから会長が委嘱している。

以下に平成17年度からの参加人数、委託料等の推移を示す。

単位：人

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
参加人数	4,141	3,697	3,981

収入の部

単位：円

科目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
委託料	15,300,000	13,200,000	12,500,000
参加料	2,443,500	2,196,500	2,516,000
雑収入	39,001	74,000	195,000
合計	17,782,501	15,470,500	15,211,000

支出の部

単位：円

科目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
報償費	1,526,484	1,505,085	1,426,942
消耗品費	4,247,303	4,239,616	2,558,087
印刷製本費	3,117,240	2,155,303	2,151,008
食糧費	701,444	637,979	645,020
役務費	727,047	583,580	727,007
通信運搬費	397,007	393,623	444,735
委託料	4,798,563	4,504,626	5,446,570
賃借料	1,027,342	1,029,475	1,038,258
旅費交通費	449,900	410,600	301,400
負担金	0	0	0
雑費	4,095	0	0
合計	16,996,425	15,459,887	14,739,027
金沢市へ返納			
-	786,076	10,613	471,973

なお、参加料は一般一人1,500円で、平成19年度から高校生一人500円を徴収するようになった。

(2) 業務委託理由について

金沢市民マラソン大会実行委員会は、金沢市民マラソン大会の開催のためだけに存在している。また、事務局は市民スポーツ課内にあり、市職員が事務を行っている。

委託理由として「業務の効率化及び人件費等その他経費の節減」を掲げているが、実際には、業務の効率化を図り、スムーズな大会運営を実現するためには、体育団体・その他関係機関と協力・連携して行う必要があるため、当該関係団体と共同して設立した実行委員会に委託する場合に該当している。

(3) 契約内容について

随意契約を実施している。

随意契約の理由は、「金沢市民マラソン大会は日本陸連公認コースで行われ、4,600 人を超える参加が予想される。このような規模の大会を成功させるためには競技を熟知した専門的な競技役員により実施される必要がある。金沢市民マラソン大会実行委員会は、金沢市陸上競技協会、金沢市体育協会などから構成されており、専門的な競技役員を派遣することが可能である。また、平成 6 年より業務を実施しており実績が良好である。」とされている。

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証

当初予算計上額 12,500,000 円を年 4 回に分け概算払いにより支出しており、平成 20 年 3 月 31 日には、余剰額 471,973 円が返納され不用額となっている。

(6) 対価としての妥当性について

当該委託料の年度別推移をみると、平成 17 年度が 15,300,000 円、平成 18 年度が 13,200,000 円、平成 19 年度が 12,500,000 円となっており、経費の削減が行われている。

平成 19 年度の当該実行委員会出納簿を見ると、入賞賞品の発注で見積合わせを行っているし、参加賞や印刷の発注では指名競争入札を行っており、コスト削減の努力が認められる。

しかし、その他は随意契約に拠っている場合が多く、さらなる経費の削減余地は存在していると思える。将来的には、市の支出を削減するため、本大会のスポンサー企業を募集して冠大会とし、「金沢市民マラソン大会」として各ランナーのゼッケンに企業名や商品名を入れること等を検討し、民間企業等による開催への転換につなげることを視野に入れておく必要もあるのではないだろうか。

なお、年度末に無理に予算を消化した事実はなかった。

以下に、平成19年度金沢市民マラソン大会実行委員会収支決算書を示す。

収入の部

単位：円

科目	当初予算額	流用額	現計予算額 (イ)	決算額(ロ)	増減 (イ)-(ロ)
委託金	12,500,000	0	12,500,000	12,500,000	0
参加料	2,300,000	0	2,300,000	2,516,000	216,000
雑収入	101,000	0	101,000	195,000	94,000
合計	14,901,000	0	14,901,000	15,211,000	310,000

支出の部

単位：円

科目	当初予算額	流用額	現計予算額 (イ)	決算額(ロ)	増減 (イ)-(ロ)
報償費	1,451,000	0	1,451,000	1,426,942	24,058
消耗品費	3,780,000	1,139,000	2,641,000	2,558,087	82,913
印刷製本費	2,156,000	0	2,156,000	2,151,008	4,992
食糧費	540,000	106,000	646,000	645,020	980
役務費	671,000	63,000	734,000	727,007	6,993
通信運搬費	379,000	66,000	445,000	444,735	265
委託料	4,600,000	847,000	5,447,000	5,446,570	430
賃借料	1,021,000	18,000	1,039,000	1,038,258	742
旅費交通費	291,000	39,000	330,000	301,400	28,600
雑費	12,000	0	12,000	0	12,000
合計	14,901,000	0	14,901,000	14,739,027	161,973

収入額 - 支出額 = 15,211,000 円 - 14,739,027 円 = 471,973 円 差引残額

なお、金沢市民マラソン大会は、11月11日に開催されており、12月3日にその反省会が開かれている。それにもかかわらず、委託契約期間が翌年3月31日までとなっており、それまで委託料の精算が行われていない。

委託業務が終了した以上、できるだけ早く精算をするためにも委託契約期間を短縮するべきである。

意見

金沢市民マラソン大会開催事業委託については、11月中に大会が開催されているにもかかわらず、年度末までの委託契約期間とされており、速やかに委託料の精算を実施させるため、適正な委託期間に短縮する必要がある。

(7) 再委託の状況について

平成 19 年度の委託事業結果報告書・収支決算書によれば、総支出 14,739,027 円のうち会場設営・記録処理等に 5,446,570 円が再委託されているが、金沢市の事前再委託承諾書が確認できなかった。

また、再委託先からの情報流失防止策として、金沢市と金沢市民マラソン大会実行委員会との間で締結された委託契約書第 11 条（個人情報の保護）を受けて、「個人情報の取り扱いに係る特記事項」の遵守が義務付けられており、金沢市民マラソン大会実行委員会は、あらかじめ金沢市の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならないとされている。

加えて、金沢市民マラソン大会実行委員会は、金沢市の承認により、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、金沢市が金沢市民マラソン大会実行委員会に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとされているが、金沢市として随時モニタリングまでは行われていない。

意見

金沢市民マラソン大会開催事業委託については、大会実行委員会の再委託先からの情報流出を防止するため、金沢市として随時モニタリングを行う必要がある。

(8) 事後評価の実施状況

委託料の実績を、毎期の次期予算見積計算に反映しているとのことだが、事後的に経済性・効率性の観点から代替案を含めてコスト計算をしている訳ではない。毎年度、委託料は削減されているものの事後評価が不足しているといえる。

10. 住民記録（兼印鑑登録証明）オンラインシステム用端末機保守業務委託

委託業務区分	コンピュータシステム関連
委託業務内容	住民記録（兼印鑑登録証明）オンラインシステム用端末機保守業務
業務委託理由別分類	業務の効率化及び人件費等その他経費の節減 知識・技術の高度化により直営による対応が困難
款・項・目	総務費・総務管理費・情報管理費
担当課	都市政策局情報政策課
委託料	
1. 当初予算計上額	12,265,000 円
2. 最終支出額	12,259,800 円
委託履行期間	平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
委託事業開始時期	平成 15 年度以前
委託契約先名称	富士通株式会社
委託契約先分類	営利法人
契約方法	随意契約
随意契約理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
契約期間	平成 19 年 4 月より 1 年契約
再委託の有無	無

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、本庁市民課・市民センターほか 15 ケ所の住民記録(兼印鑑登録証明)オンラインシステム用端末機の保守業務である。

当該業者は、機器保守業務やシステム開発・運用・改修業務の受託が多い。

(2) 業務委託理由について

委託の理由は、業務の効率化及び人件費等その他経費の節減及び知識・技術の高度化のため直営が困難という理由である。

(3) 契約内容について

随意契約を実施している。

随意契約の理由は、「住民記録(兼印鑑登録証明)オンラインシステム用端末機及び関連機器は精密機器であり、機器の整備点検等には機器の機能に熟知した製造業者である富士通(株)の技術を必要とする。また、これら機器は住民記録という市民を対象としたシステムに関する機器であることから、機器類に障害が発生した場合には早急に対処する必要があり、最短の時間で対処できるのは富士通(株)であるため」とされている。

「機器の保守はその製造業者でなくても可能ではないか」と担当課に質問したところ、「端末のハードウェアが故障しハードディスク等を交換した場合には部品交換後にソフトウェアについても新たにインストールし、職員に引き渡した直後から利用できるまで復元した状態で保守完了となっており、保守内容は、ハードウェアのみならずソフトウェアに至っている」とのことだった。

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証

当初予算計上額と最終支出額に 5,040 円の余剰差額が発生した。少額なので、目内流用により対応されており、流用先を精査した結果、問題は認められなかった。

(6) 対価としての妥当性について

積算資料を検討した結果、委託料は、対象機器ごとの月間保守料に機器の数を掛けたものを合計しており、対象機器の月間保守料は、機器の価格と故障率(全国的統計による)から算出されている。

以下に、積算資料を示す。

保守対象機器（保守料は、取引に係る消費税及び地方消費税を含まない）

品名	型名	数	保守料（月額）	
			単価（円）	合価（円）
【情報政策課】				
G540/20 本体	省略	1		2,100
ディスプレイ装置	省略	1		800
IDカードリーダー	省略	1		600
レーザービームプリンタ装置	省略	1		20,000
増設フロッピー装置	省略	1		800
増設ディスク装置	省略	1		1,700
小計				26,000
【端末】				
FMV-7000FL2	省略	71	1,300	92,300
カラー液晶ディスプレイ	省略	71	500	35,500
無停電電源装置	省略	21	1,400	29,400
小計				157,200
FMV-6000CX2	省略	1		1,300
小計				1,300
FMV-610NU2	省略	19	1,300	24,700
小計				24,700
ページプリンタ	省略	7	1,200	8,400
拡張給紙ユニット-A	省略	1		200
小計				8,600
シリアルプリンタ	省略	7	4,300	30,100
小計				30,100
カット紙ページプリンタ	省略	9	1,500	13,500
GS/M連携機構	省略	9	1,100	9,900
拡張出力機構	省略	9	400	3,600
小計				27,000

自治体用 LBP	省略	31	11,900	368,900
認証契印機	省略	28	10,000	280,000
大容量紙 ^o	省略	29	1,300	37,700
小計				686,600
印影リーダ	省略	2	5,000	10,000
小計				10,000
合計				971,500
【会計課端末】				
FMV-722NU5/B	省略	1		1,500
小計				1,500
合計				973,000

次に、委託事業結果報告書（完了届）・委託業務結果内訳書から平成 19 年度の実際の作業件数・時間・主な作業を示す。

作業件数：月間 2 ～ 14 件	年間 207 台
うち定期保守	年間 150 台

作業時間：月間 2 ～ 16 時間	年間 90 時間 18 分
うち定期保守	年間 30 時間 50 分

主な作業：部品交換

- 1)大型自治体プリンター（ハードディスク、メインボード、ステーションユニット、PSSD センサ、ドラムユニット転写部、ピックアップローラ、2 段目カセットリフトモーターユニット、STKS センサ、転写ユニット、光学ユニット、定着器、感光ドラム、上段給紙ユニット、現像器、メカコン基板、メンテナンスキット、フロントインサータユニット、リボンドライブ ASY）
 - 2)小型プリンター（フィードローラ、フロッピーカートリッジ、SE 稼働）
 - 3)PC（LCD パネル、メインボード、SE 稼働）
 - 4)ディスプレイ（LCD ユニット、インバータユニット、インターフェイスユニット）
- 床のトナーこぼれの清掃
 転写ユニット取っ手交換
 マウス交換
 再操作 等

さて、年間委託料 12,259,800 円を作業台数で割ると 1 台当たり 59,226 円となる。

また、1 時間当たりのコストは 135,767 円となる。主な作業の中で清掃、マウスの交換、再操作等、高度な技術がなくてもできる作業もあるが、大型自治体プリンター等の部品交換においては高度な知識及び技術が必要となる。

ちなみに、この委託先に個人で出張修理を依頼すると、1 件当たり当日対応の場合最低 55,000 円の基本料金に 1 時間を超過すると、3,750 円 / 15 分の追加料金及び部品代の実費が加算される。また、場合によっては S E の作業も必要となる。

よって、随意契約理由の最短の時間で修理・調整するためのコストを単純に比較することによって導き出すことは難しい。

(7) 再委託の状況について

該当なし

(8) 事後評価の実施状況

予算要求時及び予算執行時においては、平成 18 年度から「情報システムランニングコスト事前評価制度」を導入し事前評価を実施しているが、委託完了後は、事後評価の実施による厳密な実績把握をしていないため、コスト計算・代替案の検討が不十分であり、実質的に毎期同様の予算計上・執行となっている。

本委託事業において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」理由として、「特殊な技術やノウハウを有する者との契約」と言う理由で 1 者随意契約を行っていることは、ハードウェア及びソフトウェア保守をそれぞれ委託した場合と一括契約による場合とを、「経費の節減」・「障害の原因を判断するための知識・技術力」・「復旧まで費やす時間」等から総合的に判断した結果であると思われる。

しかしながら、経費については、事後評価等の実施により妥当性を検証していく必要があると思われる。

意見

住民記録（兼印鑑登録証明）オンラインシステム用端末機保守業務委託については、事後評価等の実施により、年間の包括的な保守委託と個別の故障対応による場合を比較し、経費の妥当性を検証する必要がある。

11. 家庭系一般廃棄物収集・運搬委託業務

委託業務区分	その他の委託
委託業務内容	家庭系一般廃棄物収集・運搬
業務委託理由別分類	業務の効率化及び人件費等その他経費の節減
款・項・目	衛生費・清掃費・ごみ収集費
担当課	環境局リサイクル推進課
委託料	
1. 当初予算計上額	649,460,000 円
2. 最終支出額	644,490,000 円
委託履行期間	平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
委託事業開始時期	平成 15 年度以前
委託契約先名称	金沢市一般廃棄物事業協同組合
委託契約先分類	その他の公益法人
契約方法	随意契約
随意契約理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
契約期間	平成 19 年 4 月より 1 年契約
再委託の有無	無

(1) 委託業務の概要

当該委託業務は、各家庭から出されるごみを、各校下のごみステーションで収集し、各ごみの処理先である東・西クリーンセンター、東・西リサイクルプラザ、戸室リサイクルプラザへ運搬する業務である。

この収集・運搬業務については、市内全域について直営であったが、ごみの資源化に伴う分別収集の多様性から、平成 11 年度より民間に一部業務委託をしている。

この委託業務の受け皿として、金沢市の一般廃棄物処理業者 18 社による協同組合（事務局長兼専務理事が市職員 O B ）が結成され、業務委託が行われている。

(2) 業務委託理由について

委託の理由は、業務の効率化及び人件費等その他経費の節減である。

金沢市では、市直営収集にかかる経費と、業務委託収集にかかる経費とを比較すると、3 割程度削減されており、業務委託理由は十分に達成されているとしている。

(3) 契約内容について

随意契約を実施している。

随意契約の理由は、「 「 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 」 の委託基準を満たしているのは、市が一般廃棄物処理業の許可をしている業者のみであること。

委託業務が市内の広範囲に亘っていること及び一般廃棄物の発生量が多量であることから、個別許可業者のみでは収集車両に不足が生じること。委託業務にあっては、日々滞りなく、衛生的に遂行することが求められており、収集車両の故障等の事故が起きた場合にも、業務遂行に支障をきたさないよう、許可業者が相互に連携し、共同して委託業務を遂行する必要があること」とされている。

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証

当初予算計上額と最終支出額との不用額 4,970,000 円が発生しており、既決更正により予算が減額されている。

(6) 対価としての妥当性について

積算の考え方

ア 10 校下の燃やすごみ

イ 燃やすごみの過積載分

ウ 容器包装プラスチック収集分

エ 職員削減分（金沢市の直営割合が減少し、その分委託割合が増加するため、毎年増大する）

のそれぞれについて収集車 1 台当たりのコストに日数と台数を乗じている。

収集車 1 台当たりのコストは、ウのみが他の 1/2 となっている。経年比較をしてみると、平成 17・18 年度と比べて、平成 19 年度は 1 割低くなっている。

収集車 1 台当たりのコストは、人件費・物件費・車両減価償却費の小計に一定割合の諸経費を加算し、消費税を加えて算出している。

業者の見積り

平成 17 年度・平成 18 年度・平成 19 年度とも、1 回目の見積りは予定価格以上であったため、2 回目の見積りを行い、予定価格以下の価格で契約をしている。

本業務の委託料の積算の考え方は前述したとおりで、諸経費等は一定率を乗じて算定されており、詳細な内訳明細等を参照してまでは積算されていない。

今後は、業者に詳細な経費内訳の提出を求めるなど、対価としての妥当性について検討する必要がある。

(7) 再委託の状況について

金沢市一般廃棄物事業協同組合は、金沢市の一般廃棄物処理業者 18 社が結成した協同組合であり、組合とその構成員である一般廃棄物処理業者は一体のものである。故に、家庭系一般廃棄物収集・運搬委託業務を、組合がその構成員に行わせる行為は再委託に当たらないとの金沢市の解釈である。

なお、他都市においても、同方式による業務委託が行われており、環境省の見解も再委託ではないとしたうえで、委託者である市町村、協同組合及び実際に業務を実施する組合員が、各々の役割及び責任を明確にした上で三者契約を締結することが望ましいとしていることから、当該委託業務について確認したところ、三者契約が締結されており、再委託については問題がないと判断した。

(8) 事後評価の実施状況

経済性や効率性の観点からの詳細な事後評価までは特に実施されていない。

意見

家庭系一般廃棄物収集・運搬委託業務委託料の積算においては、業者に詳細な経費内訳の提出を求め、対価としての妥当性を検討するとともに、実績報告書等に基づく事後評価を実施し、その結果を翌期以降の予算計上等に反映させる必要がある。

12. 粗大ごみ等戸別収集受付センター業務委託

委託業務区分	施設管理運営
委託業務内容	粗大ごみ等戸別収集受付センター業務
業務委託理由別分類	業務の効率化及び人件費等その他経費の節減
款・項・目	衛生費・清掃費・ごみ収集費
担当課	環境局リサイクル推進課
委託料	
1. 当初予算計上額	16,900,000 円
2. 最終支出額	17,422,426 円
委託履行期間	平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 20 年 3 月 31 日
委託事業開始時期	平成 15 年度以前
委託契約先名称	株式会社 NTT 西日本 - 北陸
委託契約先分類	営利法人
契約方法	随意契約
随意契約理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特定の設備・機器、シェア等を有する者と契約する場合
契約期間	平成 19 年 4 月より 1 年契約
再委託の有無	無

(1) 委託業務の概要

本委託業務は、循環型社会の形成に向けて、粗大ごみの発生抑制・再利用・再資源化を図るため、平成 15 年 7 月 1 日から粗大ごみ有料戸別収集を導入したもので、その内容は、ステーション収集していた粗大ごみの一部（80 品目）を有料戸別収集に変更し、戸別収集受付センターで受付を一元化して、ごみ処理券方式で手数料を徴収することとしたものである。

具体的には、市民からの電話等による申し込みに基づき収集するごみについて、市民からの電話への懇切丁寧な対応、受付時間の短縮、事務の効率化及び正確な統計資料の作成を行うための収集予約受付業務の委託である。

平成 15 年度から平成 19 年度までの受付件数、委託料、一件当たりの委託料の推移は以下のとおりである。

年度	受付件数（件）	委託料（円）	一件当たりの委託料（円）
平成 15 年度	12,257	13,965,239	1,139
平成 16 年度	19,266	16,835,423	874
平成 17 年度	20,895	17,157,105	821
平成 18 年度	22,986	17,991,414	783
平成 19 年度	22,467	17,422,426	775

受付件数は、初年度は年度途中での実施であったため、それほど多くはないが、2 年目以降は市民への周知により増加している。

それに伴って委託料も増加しているが、一件当たりの委託料は減少している。

(2) 業務委託理由について

この業務は、粗大ごみ有料戸別収集の導入に伴い、収集予約受付業務に市職員 2～3 名の増員が必要となることから委託化したもので、「業務の効率化及び人件費等その他経費の節減」につながっており、評価できる事例である。

(3) 契約内容について

「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」ということで「特定の設備・機器、シェア等を有する者と契約する場合」として随意契約を実施している。

随意契約の理由は、「本業務は、市民が電話申し込みする粗大ごみ、臨時ごみ、犬猫等の死体処理の受付を一元化するため、新たに「戸別収集受付センター」を開設し、受付業務場所の提供、受付業務に必要な備品等（受付システムは別途）の整備を含めた受付業務を一括して委託するものである。本業務を実施するためには、受付オペレーターには、本市のごみ収集システムに関する知識が不可欠で、専門の受付オペレーターを育成する研修システムがあること。市民の利便性を考慮し、平日だけではなく、土日祝日（1 月 1 日から 3 日を除く）についての受付体制をとれること。電話申し込みで受付し、受付システムによる受付・収集管理を行うため、電話通信事業に精通していること。他都市での粗大ごみ等受付業務の実績を有することが必要であるから」である。

コールセンターがいくらでもある時代であるから、競争入札の導入について検討する必要があると思われるが、その際には、新たな業者への移行費用や住民サービスの低下を招く恐れがあること等も勘案しなければならない。

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証

平成19年度は、受付件数が見込みより1,345件多かったため、当初予算計上額と最終支出額の不足差額522,426円が発生している。これについては、変更契約を交わし処理しており、手続き及び当初予算の正確性に問題はない。

(6) 対価としての妥当性について

平成19年度見積書(税抜き)から
月額基本料 690,000円
受付件数割 370円(一件当たり)
基本料は、センター運用費、PBX使用料、CTIインターフェース等費、システムサポート管理費、光熱費・雑費等、スーパーバイザー費用、サポート要員費用から成る。

平成18年度までは、月額基本料700,000円・受付件数割380円であったが、平成19年度には、それぞれ減額されている。

この減額については、月額基本料及び受付件数割の金額をそれぞれ精査した結果の減額であるとのことだが、委託業務の対価が妥当かどうかの判断は難しい。

また、委託料の積算においては、当該業者からしか見積書を徴していないことから、複数業者から見積書を徴するとともに、業者に詳細な経費内訳の提出を求め、対価としての妥当性について検討する必要がある。

(7) 再委託の状況について

該当なし

(8) 事後評価の実施状況

経済性や効率性の観点からの事後評価は特に実施していない。

意見

粗大ごみ等戸別収集受付センター業務委託料の積算においては、複数業者から見積りを徴するとともに、業者に詳細な経費内訳の提出を求め、対価としての妥当性を検討する必要がある。また、実績報告書等に基づく事後評価を実施し、その結果を翌期以降の予算計上等に反映させる必要がある。

13. 金沢城おまつり広場開催事業委託

委託業務区分	その他の委託
委託業務内容	「金沢百万石まつり」の特別協賛行事である「金沢城おまつり広場」の開催
業務委託理由別分類	知識・技術の高度化により直営による対応が困難
款・項・目	商工費・商工費・観光費
担当課	産業局観光交流課
委託料	
1. 当初予算計上額	12,000,000 円
2. 最終支出額	11,990,583 円
委託履行期間	平成 19 年 4 月 25 日～平成 19 年 9 月 15 日
委託事業開始時期	平成 18 年度
委託契約先名称	金沢城おまつり広場開催委員会
委託契約先分類	その他
契約方法	随意契約
随意契約理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
契約期間	平成 19 年 4 月 25 日～平成 19 年 9 月 15 日
再委託の有無	有

(1) 委託業務の概要

金沢百万石まつりは、毎年6月に開催される市内最大のイベントであり、百万石行列の他、多彩な行事を開催している。主な行事は、金沢市と金沢商工会議所の他、市内の数多くの市民団体等で構成する百万石まつり実行委員会が主催している。さらに市民各層での祭りムードの高揚のため、民間団体等が企画し同実行委員会が承認したイベントも、百万石まつり特別協賛行事として開催されている。

平成18年度には第55回の節目を迎えることから、平成17年度に、有識者や市民代表からなる「金沢百万石まつり活性化研究会」が組織され、金沢百万石まつり全体の見直しが議論された。

その結果、前田利家公入城にちなんだまつりの性格をより高める方針が決まり、平成18年度には、百万石行列のコースが変更されて金沢城公園への入城が実現し、この見直しの一環として、特別協賛行事である「金沢城おまつり広場」も誕生した。

このイベントは、平成16～17年度に開催されていた「セントラルミュージックナイト」を基礎に、各世代が楽しめる雰囲気を活かしつつも、金沢城公園の歴史的特性を活かし、伝統芸能の披露を多く取り入れた内容に改編された。

金沢城おまつり広場開催事業委託仕様書においても、事業の方針及び内容を次のとおり掲げている。

(事業方針)

第56回金沢百万石まつりの特別協賛行事に相応しい企画とすること。

昨年度から実施した百万石まつりの見直し方針(前田利家公の金沢城入城を祝うまつりの明確化)に沿うこと。

石川の四季観光キャンペーン実行委員会(石川県・金沢市)が主催する「金沢城・兼六園四季物語」の中の「初夏の段」と連携し、これに相応しい企画とすること。

多様な世代の市民層が楽しめる企画とすること。

第56回金沢百万石まつりと連携して観光客や市内宿泊客の増加が期待できる企画とすること。

(事業内容の概要)

日時 6月3日(日)午前11時～午後6時

(金沢百万石行列・入城祝祭及び踊り流しの翌日)

会場 金沢城公園二の丸広場他

内容

- ・利家公ゆかりの地かつ市中心部の魅力的な会場空間の活用
- ・金沢地域の伝統芸能やミュージック・ダンスステージなど、幅広い世代が揃って楽しめる広場の開催
- ・子どもたちが、楽しみながら金沢の歴史や伝統文化に親しむことができる企画を盛り込むこと。

備考 飲食等物販スペースを設けること。

契約の業務委託期間は4月25日から9月15日の5ヶ月に及んでおり、百万石行列入城祝祭の翌日である6月3日のイベント開催とその準備期間となっている。

(2) 業務委託理由について

担当課からは、「市民各層の参画を前提とした事業であること。百万石まつり実行委員会との間で会場・出演者等の調整が必要であることから業務を委託している。」との回答を得た。

委託先は、このイベントを開催するために、関係者及び出演予定団体の代表者により組織された開催委員会であるが、イベント設営・催行事業者に対する再委託料が大半を占めている。

(3) 契約内容について

委託契約書

金沢市と金沢城おまつり広場開催委員会との委託契約書、及び開催委員会と株式会社Aとの委託契約書共に、契約書タイトルが、業務委託請負契約書となっている。

契約内容を精査したところ、成果物に対する無過失責任としての瑕疵担保責任(民法第634条～640条)に関する条項は特に明記しておらず、契約の解除(第9条2項)、損害賠償規定(第10条)、第三者に対する損害賠償責任(第11条)を明記するのみである。また、業務内容は仕事の完成を約束する請負契約の類型よりは、「瑕疵担保責任を負わないが、事務処理に関し善良なる管理者の注意義務違反があったときは債務不履行責任を負う」準委任契約の類型に合致するものであった。

よって、金沢市と開催委員会との委託契約は、契約書の名称を変更する必要がある。

また、2つの契約書には、第三者に対する損害賠償責任に関する条項「乙は、委託業務の執行によって第三者に損害を与えたときは、一切自己の責任においてこれを解決しなければならない。」がある。

ただし、金沢市と開催委員会との関係において、この条項は意味をなさないものと考えられる。なぜなら、金沢市が設置した多くの実行委員会は、事業方針に関する意思決定を行うだけの会議体であるため、万一の場合、責任を負うことはできず、最終的には金沢市が責任を負うことになるからである。

随意契約

随意契約の理由は、契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合(地方自治法施行令第167条の2第1項2号)であり、特殊な技術やノウハウを有する者との契約を掲げているが、委託先である開催委員会そのものは「特殊な技術やノウハウを有する者」に該当するものではない。実際には、契約の目的が、外部の関係団体と協力・連携して行う必要がある業務のため、当該関係団体と共同して設立した実行委員会に委託する場合に該当している。

同開催委員会は、市民各層のまつりへの参画を促すため、毎年に参加予定団体

によって構成された組織であり、委員については、百万石まつり実行委員会と調整を行いつつ、毎年の企画コンセプトに併せて変更が行われている。

下記に開催委員会組織図を示す。

金沢城おまつり広場開催委員会

委員会役職	所属及び役職	氏名
会長	金沢市観光会館(金沢歌劇座)館長	以下省略
委員	金沢商工会議所事務局長(第56回金沢百万石まつり実行委員会事務局次長)	
委員	金沢城・兼六園管理事務所長	
委員	金沢市レクリエーション協会会長	
委員	金沢市観光協会事務局長	
委員	金沢市子ども会連合会会長	
委員	兼六弓友会会長	
委員兼事務局長	金沢市産業局観光交流課長(第56回金沢百万石まつり実行委員会事務局次長)	
監事	金沢市会計課長	

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証

当初予算額 12,000,000 円に対して決算額は 11,990,583 円、金沢市への返還金は 9,417 円である。

補正予算の編成はなく、概ね当初予算どおりの執行となっており、当初予算計上額は正確であるといえる。

また、預金通帳等を見直し、当該イベント(平成 19 年 6 月)に関する最終支出は、平成 19 年 8 月 24 日のイベント設営・催行事業者への支払いとなっており、年度末に予算を消化した事実がないことも併せて確認した。

(6) 対価としての妥当性について

下記に金沢城おまつり広場開催事業収支決算書を示す。

収入

単位：円

区分	当初予算	決算額	差引	内訳
金沢市委託料	12,000,000	12,000,000	0	

支出

単位：円

区分	当初予算	決算額	差引	内訳
舞台関係費	5,000,000	4,305,000	695,000	設営・催行業務 委託先：株式会社 A 10,752,000
運営関係費	3,600,000	3,438,750	161,250	
出演者関係費	1,000,000	1,160,250	160,250	
企画制作費	1,000,000	945,000	55,000	
警備業務	200,000	210,000	10,000	
広報関係費（新聞広告を除く）	1,000,000	693,000	307,000	
広報関係費（新聞広告）	0	1,210,000	1,210,000	広告出稿業務 委託先：株式会社 B 210,000 委託先：株式会社 C 1,000,000
その他事業	0	5,048	5,048	
事務費	200,000	23,535	176,465	
小計	12,000,000	11,990,583	9,417	
金沢市への返還金	0	9,417	9,417	
計	12,000,000	12,000,000	0	

次に各費目別の内訳(要約)を示す。

舞台関係費

区分	単価	数量	金額
ステージ運営費（階段、イントレ含む）	以下省略	以下省略	以下省略
テント設営費（PA、本部・救護・控室他）			
旗源平用ビニールゴザ			
看板、サイン関係費			
テーブル、パイプイス			
レンタル機材費			
運搬・設営・撤去費（ステージ備品関係含む）			
音響機材関係費（ポータブル音響機材含む）			
音響スタッフ・オペレーター費			
発電機			
配線工事費			

運営関係費

区 分	単価	数量	金額
司会者	以下省略	以下省略	以下省略
運営ディレクター人件費			
アルバイトスタッフ人件費			
ステージ進行管理費			
スタンプラリー、ガイドツアー関係費			
運営備品費(トランシーバー、トラメガ等)			
運営管理費(出演者交渉、調整・管理等含む)			
ゴミ処理費			
雑費			

出演者関係費

区 分	単価	数量	金額
出演費、謝礼金(県太鼓連盟、市民芸術村等)	以下省略	以下省略	以下省略
楽器運搬費(出演者用)			
出演者ケーティング費(弁当含む)			

企画制作費

区 分	単価	数量	金額
企画費、コーディネーター費	以下省略	以下省略	以下省略
資料作成費(図面、進行台本等)			

警備業務

区 分	単価	数量	金額
警備スタッフ人件費	省略	省略	省略

広報関係費(新聞広告を除く)

区 分	単価	数量	金額
チラシデザイン、印刷費(デザイン料含む)	省略	省略	省略

以上の ~ までの各費用の総額は 10,752,000 円に上り、当該委託料の 90% を占めている。

この費用はすべて、株式会社 A に対する 1 者随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号理由による)となっていた。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号は、「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」場合である。決裁伺書を閲覧したところ、随意契約理由として「上記業者は、百万石まつり実行委員会が開催する入城祝祭の企画及び催行を受託しており、同祭との連携によるまつり企画の一体性の向上、さらに舞台設営面での

経費節減が期待できる」と記載されている。

次に、個別費用に関する積算資料について質問したが、個別に積算した資料はなく、前年度の決算額を参考に担当課が調整するとのことであった。

一方、内訳には、再委託されているお祭り広場設営・催行業務費用の中に、「運営備品費」とされる内訳品目が記載されている。

再委託先からの請求内容の詳細については、不明であるが、本来委託料とは役務の提供に係る費用のみであるから、購入備品等の類は含まれてはならない。

再委託することによって、再委託先が請求してくる諸経費の中にこれらの購入備品等が含まれていたとしても、これらの購入備品は再委託先の所有物であり、開催委員会が購入し所有するためのものではないため、直ちに違法な支出とはいえないものであるが、購入対価の妥当性について検証が必要である。再委託に関する随意契約理由として舞台設営面での経費節減効果を記載する以上、これらの備品等の購入詳細及び管理方法についても開催委員会はモニタリングしなければならない。

(7) 再委託の状況について

金沢城おまつり広場開催委員会は、金沢市委託業務のうち、金沢城おまつり広場設営・催行業務を株式会社Aへ再委託しており、業務委託請負契約書を交わしている。

委託業務名	金沢城おまつり広場設営・催行業務
委託期間	平成19年5月15日～平成19年7月15日
委託金額	10,752,000円

同社に対しては、前年度に引き続き随意契約により再委託がなされている。

しかし、金沢市と開催委員会との委託契約書には、一括再委託の禁止条項が存在しているが、委託料総額11,990,583円のうち株式会社Aに対する再委託料は、10,752,000円と90%を占めており、当該契約は一括再委託に限りなく近いものといえる。

また、随意契約理由は、「上記業者は、百万石まつり実行委員会が開催する入城祝祭の企画及び催行を受託しており、同祭との連携によるまつり企画の一体性の向上、さらに舞台設営面での経費節減が期待できる」と記載されているが、同社への再委託による経費節減効果までは検証されていない。

ただし、平成17年度に決めた百万石まつり全体の見直し方針に照らせば、これらの経費執行はやむを得ない面もある。なぜならば、百万石行列入城祝祭の翌日に金沢城おまつり広場を開催する計画に起因しているからである。午後7時に終了する入城祝祭の後で、野外ステージを解体し別の設営業者が設営を行えば、夜間作業となり安全性に問題がある。また、解体と設営の費用が2度必要になる。

また、百万石行列は、名実共に市内最大のイベントであり、これと併せた翌日のイベントの一括請負を発注するに当たり、石川県内で、イベント業務管理責任者（社団法人日本イベント産業振興協会）の有資格社員が最も多く、同種の規模での業務実績を豊富に有するのは同社しか見当たらないからである。

(8) 事後評価の実施状況

平成 19 年度事業は 2 年次目ということで見直しはしていない。

開催委員会に対して委託する業務の範囲、発注の単位、発注方法、単価等の見直しと効果の検証は、参加者数の把握のみにとどまり、再委託した業務についての費用効果に関するモニタリングまでは実施されていない。

事業方針として「観光客や市内宿泊客の増加が期待できる企画」を掲げているにもかかわらず、当該イベント参加者人数については、大雑把な把握しかしていない。概算の来場者数は、18 年度が 15,000 人、19 年度が 18,000 人となっており、大半は市内及び近郊在住者であると思われるが、うち一定数は観光客であったと想定される。

百万石まつりと関連行事について見直しを行ったとはいえ、引き続き市民の理解を得なければならず、金沢城おまつり広場開催事業の費用と効果について、より一層の情報を公開していくことが必要である。

意見

金沢城おまつり広場開催事業については、市民への説明責任を果たす観点から、費用と効果について、より一層の情報の公開に努める必要がある。

また、当該事業委託仕様書には、連携すべき実行委員会として、石川の四季観光キャンペーン実行委員会(県・市)、及び第 56 回金沢百万石まつり実行委員会(金沢商工会議所)が挙げられている。

第 56 回金沢百万石まつり実行委員会に対しては、負担金として市からの 4,900 万円の支出もある。

3 つの実行委員会が行う事業の主たる目的は異なるとはいえ、金沢市中心部の賑わい創出や観光客及び宿泊客の誘致については、目的が共通していると考えられる。そして、これら 3 つの実行委員会は各業務仕様書の段階において連携や協議を求められている。

本来、実行委員会とは、単一の組織では実現し難い政策を実施するために、縦割り行政の壁を取り払って組織されるべきものである。

特に、金沢城おまつり広場開催委員会と百万石まつり実行委員会とは、最終目的が同一であるため、経費節減の観点からも、関係機関と協議して、組織間の壁を取り払い、整理統合等を検討しなければならないと思われる。

意見

金沢城おまつり広場開催委員会と百万石まつり実行委員会とは、目的が同一であることから、関係機関と協議のうえ、整理統合等について検討する必要がある。

14. 金沢市内川第2建設発生土処理施設の管理運営業務及び手数料徴収事務
の委託

委託業務区分	施設管理運営
委託業務内容	金沢市の公共工事現場で発生した残土の処理施設の管理運営と手数料徴収事務委託
業務委託理由別分類	業務の効率化及び人件費等その他経費の節減
款・項・目	土木費・土木管理費・土木総務費
担当課	都市整備局土木部技術管理課
委託料	
1. 当初予算計上額	36,660,000 円
2. 最終支出額	48,919,500 円
委託履行期間	平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 20 年 3 月 31 日
委託事業開始時期	平成 14 年度より
委託契約先名称	金沢建設業協同組合
委託契約先分類	その他の公益法人
契約方法	随意契約
随意契約理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
契約期間	平成 19 年 4 月より 1 年契約
再委託の有無	有

(1) 委託業務の概要

金沢市の各部局で施行する公共工事で発生する残土の処理施設の管理運営委託であるが、当該施設そのものは金沢市の所有地(山間地)となっている。

当該施設のための用地取得は平成 14 年度までに終了しており、実施設計測量等費用を含む用地取得総額は約 101,000 千円に上る。

山間地への残土処分であるため、傾斜地のがけ崩れ防止等、施設整備に関しては万全の安全対策をとらねばならない事業である。

金沢市の公共工事の各現場で発生した残土はトラックで運搬、廃棄処分されるが、運搬は各現場の土木業者が請け負っており、金沢建設業協同組合への委託業務は、施設(処分地)の整備・保全と各残土搬入業者に対する使用料の徴収及び金沢市への納付、報告等の事務である。



なお、当該委託業務は当初から金沢建設業協同組合への 1 者随意契約となっているが、上記契約は、金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例第 14 条に基づくものである。

以下金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例抜粋

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市が公共建設工事に係る建設発生土の適正な利用を図るために設置する当該建設発生土を処理するための施設の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手数料)

第 7 条 市長は搬入事業者が建設発生土処理施設に搬入する建設発生土の処理に関し、当該搬入事業者から手数料を徴収する。

2 手数料の額は、建設発生土処理施設に搬入する建設発生土 1 立方メートルにつき 800 円とする。

4 手数料の算定の基礎となる建設発生土の数量は、市長の認定するところによる。

< 参考 >

手数料の算定は内川第 2 建設発生土処理施設の受入可能土量 77 万 m³ に対する毎年の総経費(用地取得総額、工事費、押土費、運営費ほか)から用地買収額を控除した 1 m³ 当たりの単価として計算されている。

平成 20 年度単価計算式 (695,999 千円 - 78,745 千円) ÷ 77 万 m³ 800 円

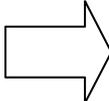
なお、平成 23 年度には当該施設は上記受入可能土量に達する予定である。

(管理の委託)

第 14 条 建設発生土処理施設の管理を金沢建設業協同組合に委託することができる。

建設発生土処理施設に建設発生土を搬入することができる者は、本市等と公共建設工事に係る請負契約を締結している者(第 5 条)であり、建設発生土処理施設に建設発生土を搬入しようとする者は当該建設発生土の搬入について、市長の定めるところにより、その承認を受けなければならない(第 6 条)とされている。

次に手数料の徴収事務の作業手順と役割分担をまとめると以下のようになる。

金沢市技術管理課		金沢建設業協同組合
各担当課より新規・変更の計画書が届き次第、搬入ルート割り振りを決め、計画書を添付のうえ組合へ連絡する。		建設発生土搬入承認申請書(業者からの組合理事長宛申込書)と計画書を照合する
		
		建設発生土搬入承認書(組合理事長から業者宛)を発行し建設発生土搬入伝票 3 枚複写(第 1 葉(控)、第 2 葉(納品書)、第 3 葉(受領書))とプレートを搬入業者へ渡す。
		
		<p style="text-align: center;">残土搬入</p> <p>現場事務所に常駐している組合の管理人はトラックの運転手から建設発生土搬入伝票 3 枚複写の第 1 葉(控)、第 2 葉(納品書)を受取り、第 3 葉(受領書)に押印して返却する。</p> <p>管理人は週単位で伝票を取りまとめ、組合事務所に届ける。</p> <p>伝票は組合事務所で事務局長と事務担当者がチェックしている。</p>
		

		搬入終了後、搬入業者は搬入完了届を組合へ提出すると共に、未使用の建設発生土搬入伝票3枚複写(第1葉(控)、第2葉(納品書)、第3葉(受領書))とプレートを返還する。
		↓
		組合の調定簿を作成し、納入通知書を業者へ送付する。
		↓
組合作成の調定簿と月次集計表に対して、伝票枚数、搬入量、業者名、金額、合計を突合確認している。	←	毎月上旬に組合の調定簿のコピーと使用済建設発生土搬入伝票3枚複写(第1葉(控)、第2葉(納品書))を金沢市技術管理課へ送付する。 なお、未使用の建設発生土搬入伝票3枚複写(第1葉(控)、第2葉(納品書)、第3葉(受領書))は、金沢市へ返却せずに組合で再利用している。
		↓
金沢市収入調定簿兼収入原簿を作成する。	←	毎月10日までに、全納入を確認、組合の調定簿に入金額を記入、収入額確認欄に押印のうえ調定簿をコピーして、技術管理課へ送付する。
↓		↓
毎月12~15日頃に会計課からの入金実績を確認する	←	毎月10日ごろ金沢市の口座へ入金手続を取る。

(2) 業務委託理由について

業務委託の理由は、業務の効率化及び人件費等その他経費の節減と回答している。

手数料の徴収と納付事務に係る整理員1名、事務員1名、計2名の人件費(管理運営・手数料徴収業務委託料)及び押土及び施設保全整備業務委託料は、石川県土木部積算基準書に基づいて計算されているものであるが、土木業者への再委

託によって、金沢建設業協同組合に再委託差益が生じている。

まず、金沢建設業協同組合決算書の要約を示す。

単位：千円

建設発生土処理受託収入	48,919
建設発生土処理委託費	39,154
粗利益	9,765

次に、金沢建設業協同組合の建設発生土受託収入にかかる粗利益 9,765 千円のうち、再委託によって生じた部分の分析結果を示す。

(下記(6)対価としての妥当性について より)

単位：円

A	+	管理運営手数料徴収業務委託計	7,030,000
	× 1.05	税込管理運営手数料徴収業務委託計	7,381,500
B	+	押土及び施設保全整備業務委託計	39,560,000
	× 1.05	税込押土及び施設保全整備業務委託計	41,538,000

A 業務と B 業務の合計が協同組合の金沢市からの受託料収入 48,919 千円であるが、協同組合は上記業務のうち B 業務を傘下の建設会社へ再委託しており、その再委託費用総額が、要約決算書の建設発生土処理委託費 39,154 千円である。

したがって、上記表より B 業務の税込押土及び施設保全整備業務委託計 41,538 千円 - 建設発生土処理委託費 39,154 千円 = 2,384 千円の再委託差益が生じていることが読み取れる。このことは、後述する「(6)対価としての妥当性について」で意見する。

(3) 契約内容について

委託契約書

(委託業務の処理方法)

第 7 条 乙は委託業務を処理するに当たっては、金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例、金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例施行規則、金沢市財務規則、金沢市契約規則その他関係法令及びこの契約に定めるもののほか、甲が別に定める業務取扱要領を遵守し、施設の設置の目的が効果的に達成できるように努めなければならない。

(委託施設等の管理)

第 9 条 乙は、甲が乙に管理を委託する施設を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(第三者に対する損害賠償責任)

第 15 条 委託業務の執行によって第三者に損害を与えたときは、乙は一切自己の責任においてこれを解決しなければならない。

しかしながら、当該契約書の内容を精査したが準委任契約を超えるものではなかった。(当該業務に関する契約の内容は請負契約とはなっていない)

したがって、第三者に損害を与えたとき以外に何かあった場合の最終責任は金沢市が全面的に負うこととなる。

このため、請負契約として契約内容を見直したうえ、契約書に受託者が最終責任を負う旨を明記する必要がある。

随意契約理由について

委託先である金沢建設業協同組合とは、組合員の行う建設工事等に係る「循環型社会を形成する活動の一環として建設発生土の共同処理ならびに建設工事等の共同受注斡旋の事業活動を促進し、以て組合員の経済活動を促進する」ことを目的に新たに設立された公的法人である。(組合設立趣意書より)

平成 13 年 5 月に認可を受けた、中小企業等協同組合法に基づき設立された法人で、平成 19 年 4 月現在の組合員は 131 社を数える。

当該業務(管理運営及び手数料の徴収事務)は、平成 14 年度から当該協同組合へ委託されているため、当該業務委託のために新たに設立された法人であるともいえる。

当該協同組合の理事長以下役員は、すべて加盟組合員企業の社長等で構成されており無給であり、事務局長及び専務理事、常務理事は金沢市職員OBであり、前職は元土木部等に所属した技術系幹部職員である。

当初(平成 14 年度)から、当該協同組合への 1 者随意契約とした理由については、起案書では「総合的な管理運営が可能な団体であるため」としている。

さらに、「土砂崩れ等の何か重大な事故があった場合に、責任を取れるのは、企業の連合である協同組合としている」との理由もあるということであるが、前述したとおり、当該業務に関する契約の内容は請負契約とはなっておらず、廃棄施設での土砂崩れ等の事故などがあった場合等の最終責任は金沢市にある。

また、市の説明では、建設発生土の搬入量の変動が大きいことから当該契約は概算払で年数回に分けて支払いする形で経理しており、この形態での契約においては、競争原理が働かないため入札は不適であり、見積りの徴収、予定価格の調製はそぐわないことになるので、1 者を指定しての随意契約とせざるを得ないとのことである。

当該委託業務の 1 者随意契約については、条例において建設発生土処理施設の管理を当該協同組合に委託することができる旨(14 条)を定めているものの、随意契約を継続することについて、もう一度精査し、他によりの確な者がいないか再考することも必要と考えるが、毎日発生する大量の建設発生土を処理しなければならない現状を考慮すれば、現実的には現在のやり方を継続するしかないという事情は理解できる。

使用料の徴収について

未使用の建設発生土搬入伝票は、3 枚複写で第 1 葉(控)、第 2 葉(納品書)、第

3葉(受領書)であり、金沢市へ返却せずに組合で再利用しているということであるが、回収金額の網羅性を担保するためには、未使用伝票の回収管理を実施すべきである。

当該搬入伝票については、金沢市は使用済伝票を組合から回収しそれを入金実績と突合しているだけである。

建設発生土搬入伝票の印刷から発注、廃棄処分まで、すべて組合任せとなっており、組合による未使用伝票の棚卸への立会等もしていないため、組合が未使用伝票の棚卸をしているかどうかさえ不明である。

伝票使用枚数と収入金額の検証だけでは、回収金額の網羅性は担保できない。

伝票印刷業者から受入後、受払簿による管理を実施していなければ、発行枚数自体が正しいかどうかの検証はできていないわけであり、受払簿による管理と定期的な実地棚卸を実施すべきと考える。

指摘事項

内川第2建設発生土処理施設の手数料徴収事務における建設発生土搬入伝票については、受払簿による管理と定期的な実地棚卸を実施する必要がある。

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証

当初予算と最終支出額に差異がある。

増額は12,348千円で12月と3月に補正予算要求し、最終的な不足分は既決内執行となっている。

変更理由は搬入土量の増加(57,000 m³から76,700 m³への増加)に伴う押土業務及び施設整備業務委託料の増額である。

上記については、当該業務委託に関する一部変更契約書及び金沢市都市整備局土木部技術管理課発行の変更委託設計書を閲覧し、本工事費及び付帯工事費内訳書を手閲し検討した結果、増額分に関する積算等は適正に算定されており特に問題はなかった。

増額理由は、搬入土量の増加による押土業務委託料の増額と仮設調整池築造に伴う施設整備業務委託料の増額である。

このうち仮設調整池築造は、夏の大雨災害発生に対処するためのもので、当初予算策定時には読みきれなかったものであり、当初予算計上できなかったことについての問題はない。

一方、搬入土量の増加による変更については、発生残土の量を当初予算段階では、読みきれないとして概算計上しているためであるが、ゼロエミッション社会

を実現する観点からは、計画段階から、建設残土発生抑制に対する取組の徹底や、建設発生土の現場内利用、工事間流用等を積極的に努めなければならないところである。

しかし、建設発生土の発生量は工事現場で工事に取り掛かって、はじめてその量がわかるものが多く、これも想定不能な発生量といえる。

発生量の減少を図るための予算計上段階でどれぐらいの量の建設残土が発生するかの正確な見積りはしており、予算計上についても問題はなかった。

(6) 対価としての妥当性について

予定価格は、都市整備局土木部技術管理課作成の平成19年度委託設計書に基づくものである。

以下は平成19年度変更後(搬入土量 57,000 m³から 76,700 m³への変更後)の委託設計書より要約

項目別内訳

単位：円

	管理運営業務	4,490,000
	手数料徴収事務	2,540,000
+	管理運営手数料徴収業務委託計	7,030,000
	押土業務	27,740,000
	施設整備業務	11,820,000
+	押土及び施設保全整備業務委託計	39,560,000
	税抜合計	46,590,000
	消費税	2,329,500
	合計	48,919,500

管理運営業務の明細を示す

単位：円

直接人件費	3,427,200
直接経費	316,512
直接費計	3,743,712
諸経費	746,288
合計	4,490,000

(注)直接経費は交通費等であるが事務員人件費の5%、整理員人件費の11%として計算されている。

また、諸経費は直接費の20%以内として計算されている。

人件費の内訳は申請受付・伝票発行業務事務員1/3名と現場管理整理員1名分であり、内訳は下記のとおりである。

工種	種別	数量	単価	金額	摘要
事務員	一般勤務	12月	84,000	1,008,000	@10,500×24日×1/3
整理員	一般勤務	12月	201,600	2,419,200	@8,400×24日
計				3,427,200	

次に 手数料徴収事務の明細を示す

単位：円

直接人件費	2,016,000
直接経費	100,800
直接費計	2,116,800
諸経費	423,200
合計	2,540,000

(注)直接経費は交通費等であるが事務員人件費の5%として、諸経費は直接費の20%以内として計算されている。

人件費の内訳は手数料徴収事務に係る事務員2/3名分であり、内訳は下記のとおりである。

工種	種別	数量	単価	金額	摘要
事務員	一般勤務	12月	168,000	2,016,000	@10,500×24日×2/3

次に、押土業務と施設整備業務であるが、建設発生土処理施設押土業務は本工事費として、建設発生土処理施設整備業務は付帯工事費として、これも、石川県土木部積算基準書に基づいてそれぞれ、費目、工種、種別、細別、規格別に数量、単価どおりに計算された結果、下記のとおりとなっている。

単位：円

	押土業務	27,740,000
	施設整備業務	11,820,000
+	押土及び施設保全整備業務委託計	39,560,000

本工事費・付帯工事費共に、純工事原価に31.47%をかけた現場管理費と純工事原価と現場管理費の合計である工事原価12.19%に消費税率を乗じたものに0.04%を足したものを乗じた一般管理費を合計したものとなっている。

その結果として下記税込み金額がそれぞれの委託業務にかかる金沢建設業協同組合の受託料収入となっている。

単位：円

+	管理運営手数料徴収業務委託計	7,030,000
×1.05	税込管理運営手数料徴収業務委託計	7,381,500
+	押土及び施設保全整備業務委託計	39,560,000
×1.05	税込押土及び施設保全整備業務委託計	41,538,000

本委託業務の随意契約において、予定価格と契約価格が同一であるのは、金沢市の積算価額と委託先から徴収する見積価額が同一の単価に基づいているからである。

担当課は対価としての妥当性を検討するため、前述した再委託差益のことも含め、受託者の再委託原価の検証を実施すべきと考える。

意見

内川第2建設発生土処理施設管理運営業務等の委託料の積算においては、受託者の再委託原価の検証を実施するなど、対価としての妥当性を検討するとともに、実績報告書等に基づく事後評価を実施し、その結果を翌期以降の予算計上等に反映させる必要がある。

(7) 再委託の状況について

金沢市内川第2建設発生土処理施設の管理運営業務及び手数料徴収事務の委託に関する契約第14条では、「乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に再委託してはならない。但し、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りではない。」とされている。

委託業務のうち、残土処分施設における押土業務と施設整備業務は金沢建設業協同組合加盟の土木工事会社1社が施工しており、平成19年度委託料支出実績額48,919,500円のうち41,538,000円と約85%は再委託されていることになる。

しかし、市はこれを再委託とは見ておらず、承認に関する手続きは取られていない。市の見解は、「金沢建設業協同組合は市内の建設業者が出資して設立した団体であり、組合とその構成員である各建設・土木工事会社は一体のものである。したがって、金沢建設業協同組合がその委託された業務の一部を全くの部外者であるものに委託したならばそれは再委託であろうが、その構成員である企業が施工しても、それは再委託とはならない」というものである。

受託者は業務を適正に履行する能力があると認められたからこそ当該業務を委託されたわけであり、委託料の85%に相当する業務を傘下の土木業者へ再委託するくらいであれば、再委託先の土木業者と市が直接契約したほうが効率的であり、全体の経費削減にもつながるはずである。しかしながら、搬入土砂を野積みにおいていけば崩落することは明らかで、押土業務や施設整備業務をこまめに行う必要があることから、本来はその作業についてその都度設計して契約するのが本筋であるが、逆に効率が失われ、人件費を含めてより以上の経費増となることも考えられる。主たる業務に従属する業務は、金沢市は再委託を許容していることから、契約書に従い再委託を承認する手続きを行う必要がある。

指摘事項

内川第2建設発生土処理施設の管理運営業務等の委託においては、受託者の再委託業務について、適正に承認手続きを行う必要がある。

(8) 事後評価の実施状況

当該事業の完了検査の実施については、現場でヒアリング、チェックシートによる検査を実施すると共に成果品の検収を実施し業務完了報告書の提出を受けている。

しかし、平成 15 年度以降、外部委託する業務の範囲、発注の単位、発注方法等は見直しされておらず、単価を見直しただけである。

なお、将来的な対策案について、監査人の提案として記載するが、建設残土を大量に発生するような下水道工事や道路工事、公共の建物の建設などといった土木工事などは、環境対策の観点からは、徹底的に抑制しなければならないという考え方もある。

また、一般廃棄物や産業廃棄物に対する法規制の強化によって、残土に一般廃棄物の焼却灰や産業廃棄物を混合した「残土」を、違法に埋立処分するケースが急増するようになってきていること、自然景観に対する保全意識の高まりなどから、「残土処分」への法規制の二 - ズも高まってきている等の報道も見聞きする。

しかし、下水道工事や道路工事、公共の建物の建設などといった土木工事を全く行わないというのは、非現実的であり、下水道施設や道路の整備が不十分な地域で生活する市民にとっては、公共事業による生活基盤の整備こそが、最も待ち望まれているものでもある。

金沢市が金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例を設置し、自らが行う公共建設工事から発生させた建設残土を、自前の施設において、自らの責任で処分しようとする姿勢は評価できるものであるが、当該施設の管理委託については手数料の徴収事務委託と施設の管理運営委託は分離したうえで、将来的には後者については公募やプロポーザル方式等の方法によって、共同企業体等への委託を検討してはどうだろうか。

15. 「金沢・世界工芸フォーラム」開催準備委託

委託業務区分	その他の委託
委託業務内容	「金沢・世界工芸フォーラム」開催に向けた、各種視察及び調査等の準備委託
業務委託理由別分類	知識・技術の高度化により直営による対応が困難
款・項・目	教育費・社会教育費・美術館費
担当課	都市政策局文化交流部文化政策課
委託料	
1. 当初予算計上額	5,000,000 円
2. 最終支出額	1,283,953 円
委託履行期間	平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
委託事業開始時期	平成 9 年度
委託契約先名称	財団法人金沢芸術創造財団
委託契約先分類	金沢市の外郭団体
契約方法	随意契約
随意契約理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特定の設備・機器、シェア等を有する者と契約する場合
契約期間	平成 19 年 4 月より 1 年契約
再委託の有無	無

(1) 委託業務の概要

「金沢・世界工芸フォーラム」の前身は、平成元年に、金沢市政 100 周年を記念して金沢市工芸協会が金沢市とともに開催委員会を組織して行った「金沢工芸大賞コンペティション」である。

「金沢工芸大賞コンペティション」は、その後 2 年毎に開催されていたが、平成 9 年より、公募対象を世界に広げ開催することとして「世界工芸コンペティション」と名称変更されており、平成 15 年からは、世界工芸都市宣言を記念して平成 9 年より 2 年毎に開催されていた「世界工芸都市会議・金沢」と発展的に一本化され、現在の「金沢・世界工芸フォーラム」として開催されている。

当該委託業務は、開催委員会の開催準備に対する委託であり、本来、2 年毎に開催されている「金沢・世界工芸フォーラム」の開催準備は、平成 18 年度に実施されるはずであったが、「金沢・世界工芸フォーラム」の開催を延期し、開催内容等について見直しを実施することとしたことから、平成 18 年度は不執行となり、平成 19 年度に当該業務委託を行ったものである。

なお、当該委託業務の担当課は元々産業局商業振興課であったが、その後金沢 21 世紀美術館建設事務局を経て、平成 19 年度においては都市政策局文化交流部文化政策課が担当している。さらに、平成 20 年度からは産業局伝統工芸産業振興室に担当が変更となり、現在は金沢市工芸協会・金沢 21 世紀美術館・伝統工芸産業振興室の 3 者協議により企画立案を進行中で、平成 22 年度より「金沢・世界工芸トリエンナーレ」として 3 年毎に開催することが予定されている。

(2) 業務委託理由について

知識・技術の高度化により、直営での対応が困難なため。

(3) 契約内容について

委託契約書

委託契約書に仕様書として添付されている「金沢・世界工芸フォーラム」事業計画によれば下記のとおりである。

トリエンナーレ開催となる次回平成 20 年開催の「金沢・世界工芸フォーラム」の開催に向け、企画内容の検討及び国内外の調査を実施。	
開催時期及び内容等	平成 19 年度次回開催に向けた企画内容の立案 平成 20 年度開催
実施組織	：金沢・世界工芸フォーラム開催委員会

なお、「金沢・世界工芸フォーラム」は、前述したとおり、平成 22 年度から「金沢・世界工芸トリエンナーレ」として開催される予定であり、上記の事業計画とは結果的に一致していない。

随意契約

事業の性格上、委託先は事業開始当初から開催委員会、その後は外郭団体に対して継続して1者随意契約が行われている。

随意契約の理由は、「芸術文化創造事業を企画・運営するスタッフ、ノウハウを有し、また類似業務であるホール自主事業等も長年にわたり適正に執行しているなど、他に本事業を適正且つ効率的に執行できる団体が見あたらないため、随意契約するもの。」となっている。

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証

まず、当初予算と最終支出額に無視できないほどの大きな差異がある。

平成19年度「金沢・世界工芸フォーラム」開催準備収支精算書は下記のとおりである。

単位：円

区分	項目	予算額	決算額
収入	金沢市委託料	5,000,000	1,283,953
	合計	5,000,000	1,283,953
支出	旅費交通費	2,800,000	1,078,678
	委託料	2,000,000	99,750
	使用料及び賃借料	200,000	
	その他経費		105,525
	合計	5,000,000	1,283,953

予算額に対して決算額が大幅に減少したのは、当初は国内外も含めた調査を予定していたが、参加人数の関係もあり国内調査に重点化され、現地視察と会議だけが行われたためである。

当該視察には、金沢市工芸協会理事長及び金沢21世紀美術館館長など計14名が参加して、平成20年3月27日(木)～28日(金)にかけて実施されており、現代美術と伝統工芸の結びつきや現代美術への理解を深めるため、香川県直島を視察し、島と美術、美術と島の人たちとの相互関係について開設当時から携わっている学芸員等から話を聞いている。

また、第1回会議が同年3月31日(月)に金沢21世紀美術館会議室において開催され、今後の方針について、

「金沢・世界工芸フォーラム」開催に向け基本方針となるテーマの設定

金沢市工芸協会、金沢21世紀美術館、金沢市ものづくり政策課が連携して構想を組み立てる。

構成員を中心として複数のスタッフが参画しフォーラムに向け準備を行う

こと。

等が話し合われている。

当該委託業務は、前述したとおり平成 18 年度には不執行となっており、平成 19 年度は予算額と大幅に乖離した決算額であったことから、当初の予算計上額が正しかったのかは疑問であり、前例踏襲による予算計上を否定できない。

(6) 対価としての妥当性について

担当課の変遷が激しく、業務の内容からも、担当課は委託先の見積書を見て対価としての妥当性を検討する方法しかないが、金沢市契約規則第 24 条第 2 項により、見積書を徴することが不適当なものとして、見積書の徴収を省略している。したがって、対価としての妥当性を検証していないため、次期以降の予算に反映する仕組みにはなっていない。

(7) 再委託の状況について

該当なし

(8) 事後評価の実施状況

業務完了報告書の提出を受けているが、平成 19 年度の収支精算書は支出内訳までの記載となっており、事後評価としての検証までは行われていない。

「金沢・世界工芸フォーラム」は、平成 22 年度から「金沢・世界工芸トリエンナーレ」として新たに開催が予定されており、現在開催内容等について協議を進めているとのことだが、前述した適正な予算の執行、対価としての妥当性の検討及び事後評価の実施の観点からも十分な協議を行うことが望ましい。

16. 「e A T 金沢」開催事業委託

委託業務区分	各種事業、研修会等開催・運営
委託業務内容	エレクトロニックアートの第一人者を金沢の地に集め、伝統文化の中に最先端の技術や芸術を取り込んでいくことで、新たな芸術、文化、産業を創造し、それを担っていく人材を育成する。
業務委託理由別分類	知識・技術の高度化により直営による対応が困難
款・項・目	商工費・商工費・工業振興費
担当課	産業局ものづくり政策課
委託料	
1. 当初予算計上額	27,000,000 円
2. 最終支出額	26,990,407 円
委託履行期間	平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
委託事業開始時期	平成 15 年度以前
委託契約先名称	イート金沢実行委員会
委託契約先分類	その他
契約方法	随意契約
随意契約の理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
契約期間	平成 19 年 4 月より 1 年契約
再委託の有無	有

(1) 委託業務の概要

委託事業内容は、下記のイベント3点である。

アワード（作品コンテスト及び表彰式）

フォーラム・セミナー開催

夜塾

「自己表現としてのエレクトロニックアートは、言語を超えて世界へ」をコンセプトとし、マルチメディアの黎明期において、最新のデジタル技術を駆使するメディアについて、様々な分野で活躍する第一線の表現者たちが集い、語り合う試みとして、平成8年度にe A T '97 K A N A Z A W A がスタートした。

当該事業委託は、平成19年度で第12回目ということとなり、平成20年1月25日、26日をメインにe A T '08 K A N A Z A W A が開催されている。

金沢の自然と歴史が育んできた伝統文化に革新の営みを加えていく一つの方策として、その名称「e l e c t r o n i c (電子) a r t (芸術) t a l e n t (才能)」が示すように、世界からエレクトロニックアートの第一人者を金沢の地に集め、伝統文化の中に最先端の技術や芸術を取り込んでいくことで、新たな芸術、文化、産業を創造し、それを担っていく人材を育成することを目的とする。

プロデューサー制の採用により、毎回新たなテーマのもと、グラフィックデザイン、インダストリアルデザイン、マルチメディアコンテンツ、映画、ゲーム、建築、音楽、教育など、様々な分野からクリエイターを迎えて、常にオリジナリティと最先端の内容を維持する。

開催年	テーマ	プロデューサー
'97(平成8年度)	人、色と形	江並 直美
'98(平成9年度)	イメージ維新、軌跡と未来	萩野 正昭
'99(平成10年度)	深く、越境するアート	山口 裕美
'00(平成11年度)	ムービーウォーズ ...これが映画を変える	掛須 秀一
'01(平成12年度)	D e s i g n X R A V E	タナカノリュキ
'02(平成13年度)	音・喰らえ	小野川 浩幸、 池田 洋一郎
'03(平成14年度)	アートはサバイバルだ！	河口洋一郎
'04(平成15年度)	映像ビタミンギュギュッ！ ～元気になるアート～	中島 信也
'05(平成16年度)	カッコイイ！！がビジネス ～C o o lになるイート～	宮田 人司
'06(平成17年度)	ルール	佐藤 卓
'07(平成18年度)	ロマンス*エンジニアリング	土佐 信道
'08(平成19年度)	ガニゲ産業って寿？	しりあがり寿

e A T独自のスタイルとして、全国的にもユニークな夜塾は、ゲスト講師と一般参加者が、膝を交えて直接対話ができる、他にはないコミュニケーションの場であり、古くから「金沢の奥座敷」として竹久夢二など多くの文化人にも親しまれてきた湯涌温泉を会場に夜を徹して議論を行うものである。

(2) 業務委託理由について

業務委託理由別分類は「知識・技術の高度化により直営による対応が困難なため」と記載されていたため、内容の詳細についてヒアリングしたところ、下記のようなことである。

「イート金沢実行委員会は、新しいデジタル分野での文化価値を築き上げるため、国内外のクリエイターや学生、IT関連の仕事に携わる人たちの相互交流の場として、金沢を舞台に開かれる表現者の祭典である「e A T K A N A Z A W A」の実施機関として、コンテンツ産業の第一人者、関係団体、有識者を結集した委員会であり、また、業務の執行を委託する唯一の組織でもあることから、業務の遂行にあたり、最大の効果が期待できるため。」

すなわち、「イート金沢実行委員会」のような専門家集団でなければ最小費用による最大効果は望めないということであった。

以下に、実行委員会組織図概要を示す。

役職	氏名	所属	役割
会長	省略	金沢市長	
副会長	省略	金沢21世紀美術館館長	
副会長	省略	金沢美術工芸大学学長	
顧問	省略	東京大学大学院教授	顧問
委員長	省略	(株)東北新社専務取締役	実行委員長
総合プロデューサー	省略	(有)さるやまハゲの助代表	eAT'08 プロデューサー
委員	省略	(株)佐藤卓デザイン事務所代表取締役	グラフィックデザイン
委員	省略	トウキョウトラッシュ代表取締役	アート
委員	省略	(株)ゼン代表取締役社長	ソフトウェア開発・音楽著作権ビジネス
委員	省略	明和電機代表取締役社長	プロダクトデザイン
委員	省略	(株)東北新社広告制作総括センター副部長	実行委員長補佐
委員	省略	金沢美術工芸大学教授	

委員	省略	金沢大学経済学部准教授	
委員	省略	陶芸家	
委員	省略	専修学校理事長	
委員	省略	社団法人石川県情報システム工業会会長	
委員	省略	石川県プロダクトデザイン協会委員	
委員	省略	金沢工業大学メディア情報学科講師	
監事	省略	金沢商工会議所常務理事	
監事	省略	金沢市役所会計管理者	
相談役 8 名	省略	協力企業各社代表取締役、大学教授他	

上記表のとおり、金沢市長を会長とする、コンテンツ産業の第一人者、関係団体、有識者を結集した委員会であるが、実態は会議体である。

委員会には委託事業の事務を処理するため、事務局が設置され、担当課の職員が事務局の職員を兼務して委託事業の委託費の経理その他の事務を行っていることは、他の実行委員会と同じであり、その委託事業のほとんどが、再委託されることになることも同様である。

(3) 契約内容について

委託契約書

委託契約書は、金沢市の標準様式を採用した準委任契約となっている。

随意契約

実行委員会に対するものであり、事業を開始したときから当実行委員会への随意契約による委託を継続している。

随意契約の理由は、「本事業を企画・運営するスタッフ及びノウハウを擁しており、また、これまでの実績に鑑み、他に事業を適正且つ効率的に執行する団体が見あたらないため」であるが、実行委員会からの一部業務再委託についても、再委託先とほとんど随意契約となっている。

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証

当初予算計上額 27,000 千円に対して、執行残は 9,593 円であり、ほぼ予算どおりの執行となっている。

次に、出納整理期間の支払いを示す。

支払日	科目及び内容	金額
4・1	旅費(08 名人賞副賞制作打合せに伴う宿泊)	7,875
4・1	委託料(イトデジタル職人工房企画委託費)	49,875
4・3	事務連絡(08 名人賞副賞制作打合せに伴う懇談)	30,791
4・7	備品費(ソフト購入費用)	336,000
4・7	委託料(ホームページ更新業務委託料)	687,750
4・10	役務費(為替手数料)	4,095
4・11	備品費(データ蓄積用サーバの購入)	630,000
4・15	委託料(名人賞制作に関わる支援業務委託)	315,000
4・16	委託料(専用サーバ構築業務委託)	252,000
4・16	印刷製本費(封筒印刷)	59,325
4・16	備品費(会議用テーブル購入)	113,400
5・2	報償費(08 名人賞制作支援謝礼)	500,000
5・7	委託料(eAT 申請受付管理システム構築業務委託)	1,207,500
5・16	消耗品費(消耗品の購入)	99,852
5・16	消耗品費(消耗品の購入)	80,724
5・16	消耗品費(消耗品の購入)	99,046
5・16	消耗品費(消耗品の購入)	99,792
5・16	委託料(広報用パネル等作成業務委託)	367,500
合計		4,940,525

なお、普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。(地方自治法第235条の5)、「出納閉鎖」とは、当該年度の現金の移動を一切締め切って元帳を封鎖し、出納を完結させて決算に備えることをいい、その終期である5月31日を出納閉鎖期日と称している。

「出納整理期間は、本来前会計年度末までに確定した債権債務について、所定の手続きを完了し、現金の未収・未払の整理のみを行うために設けられている期間であって、この期間中に、歳入の調定なり支出負担行為ができないことはいうまでもない。また、予算の繰越をする場合のほかは、前年度の予算をそのまま執行することは一切認められていない」(逐条地方自治法松本英昭著)

当該実行委員会の出納整理期間中の支払い内容を吟味すると、すべて平成19年度内に支出負担行為が行われており、あくまで現金の未収・未払の整理を行っているものであり、不正なものはないと判断できるが、翌期以降にわたって使用するであろう消耗品の購入が含まれているほか、eAT申請受付管理システム構築業務委託などは、委託業務の完了日からみて出納整理期間前に支払いしておくべきものであり、「eAT金沢」開催事業委託の受託者であるイト金沢実行委員会の経理事務については、適宜適切に実施する必要がある。

(6) 対価としての妥当性について

イト金沢事業収支予算(積算根拠)を閲覧し、各科目別に単価、参加人数等を吟味し担当課へのヒアリングを実施した結果、再委託に付されているものを除き、各科目別の単価及び参加人数等に、特に異常なものは見られなかった。

ただし、再委託に関するものは、ほとんどが随意契約であり、競争入札に付すことによって明らかにコストダウンが期待できるものは存在すると推測される。

しかし、業務内容が専門的で特殊なものであるため、すべての検証は困難であるが、ホームページ更新委託料について閲覧し、検証した。

下記にホームページ更新委託料の見積書を示す。

ホームページ更新業務委託

(平成20年3月5日から平成20年3月28日まで)

委託金額 687,750 円

見積書

単位：円

	数量	単位	金額
ホームページ更新業務一式	1	式	565,000
申込システム構築費	1	式	90,000
合計			655,000
税込み合計			687,750

上記ホームページ更新業務委託は、随意契約理由として「当業務は、イト金沢のホームページの更新を行う業務である。当ホームページの更新を行うには、これまで開催してきたイト金沢の内容や過去の経緯について熟知し、又、実行委員長や'08 総合プロデューサーの意見を取り入れて製作しなければならない。上記業者は長年イト金沢に携わっており、内容を熟知するとともに、実行委員長等とも親交があり、本業務の遂行にあたり、最大の効果が期待できる。」としている。

業者から徴収する見積書が業務一式となっているが、このような見積書形式では、積算の合理性は検証できない。

また、当該実行委員会に対する会計書類を閲覧したところ、夜塾と呼ばれる催事に対する支出が、温泉旅館の宿泊料金と飲食代金がほとんどであったので、担当課へのヒアリングを実施した。

夜塾とは、金沢在住のアーティスト志望の若者たちと東京のアーティストとの懇談会であるが、芸術(アート)に関する素人には、支出の目的や狙いといったものが理解しにくいものであった。

夜塾への一般市民の参加者は有料参加となっており、夜塾の費用については、参加料や企業の協賛金でまかなわれていることから、市の公金から支出が行われているわけではない。

しかし、当該イベントによって発生した経費は、すべて金沢市のアート関連の

産業の活性化や人材育成の底上げにつながっていることについて説明する責任がある。10年以上も行っているイベントである以上、それは数字で情報公開される状況が望ましい。

意見

「e A T 金沢」の開催においては、開催内容とともに、その実施効果と費用について、広く市民にわかりやすく情報公開する必要がある。

(7) 再委託の状況について

金沢市からの委託料約 27,000,000 円のうち、再委託料は 14,579,827 円に上り、約 53% を占めており、イベント開催関連事業はすべてイベント業者等に対する再委託ということになる。

ただし、イート金沢実行委員会は、金沢市の委託料だけで運営を行っているわけではなく、協賛金、参加料もあることから、その総予算は、約 35,760 千円であり、このうち再委託料が占める割合は約 41% である。

以下に、再委託されている随意契約を示す。

委託名	契約額(円)	契約方法	契約理由
開催関連印刷物作成及び印刷管理業務委託	761,250	随意契約	当業務は、e A T '08 開催に向けた印刷物のデザイン作成及び印刷管理を行うものである。デザイン及び印刷管理を行うには、東京在住の総合プロデューサーとの綿密な打ち合わせを行う必要があり、また、イート金沢の内容や過去の経緯について熟知していなければならない。委託業者は、長年イート金沢に携わり、内容を熟知するとともに、総合プロデューサーとも親交があり、意向に沿った成果物が期待できるため。

<p>'08 パンフレット 制作業務委託</p>	<p>1,929,900</p>	<p>随意契約</p>	<p>当業務は、e A T '08 開催に向けたパンフレットの制作及び印刷管理を行うものである。デザイン及び印刷管理を行うには、東京在住の総合プロデューサーとの綿密な打ち合わせを行う必要があり、また、イト金沢の内容や過去の経緯について熟知していなければならない。委託業者は、長年イト金沢に携わり、内容を熟知するとともに、総合プロデューサーとも親交があり、総合プロデューサーの意向に沿った成果物が期待できるため。</p>
<p>ゲストアテンド関 連業務委託</p>	<p>735,000</p>	<p>随意契約</p>	<p>e A T 金沢は、フォーラムやセミナーなど様々なイベントが複合したエレクトロニックアートの祭典という専門性の高いイベントである。そのため、東京在住の実行委員長、総合プロデューサーやその他出演者と綿密な連絡調整を行う必要性があり、また、連絡調整を行うにあたっては、イト金沢の内容や過去の経緯を熟知していなければならない。委託先業者は、長年イト金沢に携わっており、内容を熟知するとともに、実行委員長や総合プロデューサーの意向に沿ったコーディネーターが期待できるため。</p>
<p>映像音響制作業務 委託</p>	<p>2,205,000</p>	<p>随意契約</p>	<p>e A T 金沢は、フォーラムやセミナーなど様々なイベントが複合したエレクトロニックアートの祭典という専門性の高いイベントである。そのため、過去の開催との一貫性が必要不可欠であり、また、出演者と映像等についての連絡調整を行うにあたっては、イト金沢の内容や過去の経緯を熟知していなければならない。委託先業者は、昨年度の映像、音響制作業務を請け負い、優秀な成果を挙げ、一定以上の質が期待できる。また、過去の実績と蓄積されたデータを持っており、招待者との意思疎通や迅速な対応ができるため。</p>

制作・運営業務委託	1,607,550	随意契約	委託業者は、これまでにe A Tの運営業務を手がけ、実績と蓄積されたデータにより優秀な成果を残しており、過去に開催した事業との一貫性と経費の節減が期待できる。また、エレクトロニックアート関連の専門知識と人材データを豊富に有するとともに、昨年の招待者の半数を今年も招待していることから、招待者との円滑な意思疎通を図ることができるため。
会場設営業務委託	1,368,202	随意契約	e A T金沢は、フォーラムやセミナーなど様々なイベントが複合したエレクトロニックアートの祭典という専門性の高いイベントである。そのため、過去の開催との一貫性が必要不可欠であり、また、招待者の多くは県外に在住しており、開催当日に打ち合わせやリハーサルを行うには、招待者との円滑な意思疎通と迅速な対応が求められる。委託先業者は、昨年度の会場設営業務を請け負い、優秀な成果を挙げ、過去の開催との一貫性が期待できる。また、過去の実績と蓄積されたデータを持ち、招待者との意思疎通や迅速な対応ができるため。
アワード関連製作物制作業務委託	913,500	随意契約	当業務は、アワード作品の公募を行うための印刷物のデザイン作成及び印刷管理を行うものである。デザインを作成するには、東京在住の総合プロデューサーと綿密な打ち合わせを行う必要があり、また、アワードの内容と過去の経緯について熟知していなければならない。委託先業者は、長年イト金沢の業務に携わっており、内容を熟知するとともに、総合プロデューサーとも親交があり、総合プロデューサーの意向に沿った成果物が期待できるため。

ホームページ更新 業務委託	687,750	随意契約	当業務は、イト金沢のホームページの更新を行う業務である。当ホームページの更新を行うには、これまで開催してきたイト金沢の内容や過去の経緯について熟知し、また、実行委員長や総合プロデューサーの意見を取り入れて制作しなければならない。委託先業者は、長年イト金沢に携わっており、内容を熟知するとともに、実行委員長等とも親交があり、本業務を遂行するにあたり、最大の成果が期待できるため。
eAT 申請受付管理 システム構築業務 委託	1,207,500	随意契約	当業務は、ITビジネスプラザ武蔵内にあるイト金沢発信用のインターネットサーバを活用し、eATに関連する各種チケットや作品応募の受付をインターネットから可能にするためのシステム構築である。委託業者は、ITコーディネーターの資格を有し、IT及び経営の両面に精通しているとともに、ITビジネスプラザ武蔵の入居者であり、稼働後の保守管理が容易であることに併せ、武蔵ビジネスクラブの代表幹事であり、会員を活用した構築を行うことで、eAT金沢が目指す地元IT産業界の人材育成に資するため。
イベント用エコバ ック制作委託	359,100	随意契約	
イベント用ストラ ップ制作委託	409,500	随意契約	
進行用映像制作業 務委託	137,550	随意契約	
記録撮影業務委託	136,500	随意契約	
舞台用備品設営撤 去業務委託	171,150	随意契約	
イトデジタル職 人工房企画委託	49,875	随意契約	
名人賞制作に関わ る支援業務委託	315,000	随意契約	

オープンカレッジ 企画支援業務委託	257,250	随意契約	
公募ガイド誌、新 聞等版下作成業務 委託	231,000	随意契約	
'08 展示用サイン 版下デザイン委託	78,750	随意契約	
'08 記録DVD制 作業務委託	399,000	随意契約	
専用サーバー構築 業務委託	252,000	随意契約	
広報用パネル等作 成業務委託	367,500	随意契約	
合計	14,579,827		

随意契約理由として「イト金沢の内容や過去の経緯について熟知している。」とか、「過去の開催との一貫性が必要不可欠である。」と掲げるが、このような理由では、実質的に新規参入者を阻み、競争を阻害することになる。

実行委員会からの再委託はすべて随意契約となっており、ほとんどが実行委員会立上げ年次からの継続となっている。

さらに、随意契約としなければならない理由も乏しく、実行委員会から再委託されている業務のほとんどは「業務に熟知しているから」という理由で、随意契約を継続しているが、設備や機器を使用するサービス業務は、近年ますます経済的・効率的になっており、複数の専門業者が提供するサービスの内容、料金を十分把握して積算に反映できるような措置を講じるべきである。

指摘事項

「eAT金沢」開催事業におけるイト金沢実行委員会が行う再委託業務について、競争入札の導入を進めるとともに、複数業者のサービス内容及び料金を把握して積算に反映できる措置を講ずる必要がある。

(8) 事後評価の実施状況

外部委託した業務については、定期的に効果を検証しなければならないと思われるため、モニタリング等を具体的にどのような方法で実施されているのか質問したところ、「モニタリングについては、フォーラム、セミナー参加者へのアンケート

ート調査を実施し、その結果を検証するとともに、実行委員会で討議を行い、内容を見直すとともに、最先端で活躍する方々の話を生で聞く機会を増やす取り組みを行っている。」との回答を得た。

しかし、直近5年度において、外部委託する業務範囲、発注単位、発注方法、単価等の抜本的見直しはなく、前述のとおり、再委託先とその委託業務の内容については継続的なものが多かった。

17. 西部共同調理場調理業務等委託

委託業務区分	各種事業、研修会等開催・運営
委託業務内容	学校給食の調理
業務委託理由別分類	特殊技術による運営及び雇用の安定化
款・項・目	教育費・保健体育費・学校給食費
担当課	教育委員会学校教育部教育総務課
委託料	
1. 当初予算計上額	48,600,000 円
2. 最終支出額	48,600,000 円
委託履行期間	平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
委託事業開始時期	平成 11 年度
委託契約先名称	シダックスフードサービス株式会社
委託契約先分類	営利法人
契約方法	随意契約
随意契約理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
契約期間	平成 19 年 4 月より 1 年契約
再委託の有無	無

(1) 委託業務の概要

沿革

市は、市立小中学校における給食の調理業務について、昭和 47 年以降、人件費の削減、業務の効率化を目的に、これまでの自校調理方式から共同調理場方式に転換し、学校給食の調理を順次集約して共同調理場にて行うこととした。

その結果、平成 20 年 8 月現在、13 共同調理場が稼働しているが、そのうち調理業務を民間委託している共同調理場は、西部共同調理場（金沢市糸田新町、平成 11 年 9 月開設）、北部共同調理場（金沢市大浦町、平成 15 年 9 月開設）及び東部共同調理場（金沢市田上第五土地地区画整理事業 14 街区、平成 19 年 9 月開設）である。

現状・内容

西部共同調理場（調理能力 5,000～5,400 食/日）は、高岡中学校、緑中学校、西南部中学校、額中学校、高尾台中学校、清泉中学校及び泉中学校への給食を提供することを目的に稼働している。

本委託事業の内容は、西部共同調理場における以下の業務などである。

なお、共同調理場内の施設、設備機器、備品等は市が所有しており、使用貸借契約に基づき受託者が無償にて使用することになっている。

ア 給食の調理、配食業務（主食の米飯・パンを除く）

イ 食器、食缶等の洗浄・消毒業務

ウ 調理場施設・設備の清掃、消毒及び日常点検



(2) 業務委託理由について

業務の効率化と人件費の削減を図ることである。

(3) 契約内容について

随意契約を実施している。

市は、随意契約の理由として以下のことを挙げている

特殊技術による運営（調理場運営における衛生管理の徹底が常に万全であること、金沢市の多種多様な献立に対応できる高度な調理技術、ノウハウを有していること）

雇用の安定化（上記アを實踐するには委託業務従事者の雇用の安定化を図

る必要がある)

ところで、市は本委託業務について、平成 16 年度においては、公募型指名競争入札を実施し、A 株式会社(東京都調布市)と、平成 16 年度 9 月から 3 月を契約期間として契約を締結しているが、翌平成 17 年度から平成 20 年度までの 4 年間については、同社との間で平成 16 年度時の入札落札価格にて継続して 1 年毎に随意契約を締結している。

市は、その理由について本委託事業は、委託業務の特殊性(調理場運営における衛生管理の徹底を常に万全に行わなければならないこと、金沢市の多種多様な献立に対応できる高度な調理技術、ノウハウを有していなければならないこと)から単年度契約よりも 5 年程度の継続契約とすることが適する事業であるが、平成 16 年度の時点では、長期継続契約制度が確立していなかったことから単年度契約するしかなかったため、平成 17 年度から平成 20 年度の各委託事業においては、同業者と随意契約を締結してきたとしている。

なお、市では、平成 17 年 3 月に金沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例が成立し、翌 4 月から施行されており、金沢市契約規則第 25 条の 2 において、給食調理及び給食配送に係る委託契約が、平成 18 年度より長期継続契約の対象となっている。

しかし、市は、長期継続契約の対象となってからも、調理食数の変動が予想されることを理由に、長期継続契約方式を採用せず、同社との間で、現在まで随意契約を継続している。

本業務を委託するにあたっては、金沢市契約規則第 25 条の 2 に基づき、長期継続契約方式を採用し、同契約を締結することを前提にして、公募型指名競争入札を行うべきであって、あえて、長期継続契約方式による公募型指名競争入札の実施を回避する特段の合理性は見当たらない。

指摘事項

西部共同調理場調理業務等委託契約については、長期継続契約方式による公募型指名競争入札を実施すべきである。

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証

予算と実績との乖離はないが、市では、本委託事業について随意契約を締結するにあたって、受託した A 株式会社から具体的な費用明細まで記載された見積書までは徴しておらず、同社以外からの見積書も徴していない。

ただし、市では市直営による給食調理経費を参考に経費の積算を行っており、

毎年業務内容や、物価等を考慮し、予算額を検討してきたため、正確性は確保されているとしている。

(6) 対価としての妥当性について

市は、本委託事業を委託後、A株式会社から、委託業務結果報告書などを徴しているが、それにより、同社が本委託事業により要した実績としての経費明細までは明らかになっていない。

ただし、市では業務結果報告書により、従事人員数や調理食数等は明らかにされているほか、毎年度、実地検査を行っていることから、本委託事業の対価としての妥当性は確認されているとしている。

(7) 再委託の状況について

該当なし

(8) 事後評価の実施状況

前述したとおり、委託業務結果報告書の提出を受けているが、本委託事業により要した実績としての経費明細までは明らかになっておらず、事後評価としての検証までは行われていない。

18. 自転車等の放置防止対策及び手数料徴収業務委託

委託業務区分	各種事業、研修会等開催・運営
委託業務内容	自転車等放置禁止区域内における放置自転車等に対する巡回指導 自転車等放置禁止区域外における放置自転車等に対する指導 放置自転車等の撤去、保管、返還等 返還手数料の領収 自転車等保管の施設維持及び設備の維持管理
業務委託理由別分類	業務の効率化及び人件費等その他経費の節減
款・項・目	総務費・総務管理費・交通対策費
担当課	都市政策局交通政策部歩ける環境推進課
委託料	
1. 当初予算計上額	26,243,000 円
2. 最終支出額	26,159,434 円
委託履行期間	平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
委託事業開始時期	平成 15 年度以前
委託契約先名称	財団法人金沢まちづくり財団
委託契約先分類	金沢市の外郭団体
契約方法	随意契約
随意契約理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
契約期間	平成 19 年 4 月より 1 年契約
再委託の有無	有

(1) 委託業務の概要

沿革

事業の開始年月 : 平成6年12月

委託事業化の開始年月 : 平成6年12月

当該事業は、金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例に基づき、金沢市内の公共の場所における自転車及び原動機付き自転車の放置を防止することにより、道路、駅前広場その他公共の用に供する場所の良好な環境を確保、機能の低下を防止し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的に行うものである。

現状・内容

業務の内容は、自転車等放置禁止区域7区域における放置自転車等に対する巡回指導を行うこと、自転車等放置禁止区域以外の公共の場所における放置自転車等に対し、適宜指導を行うこと、放置自転車等を撤去、保管、返還し、自転車等保管台帳に記録をつけること、保管自転車等の返還を行う場合は、金沢市自転車等返還手数料の徴収委託に係る業務取扱要領に基づき返還手数料を領収することなどである。



自転車保管庫の入り口



返還事務の事務所



自転車保管庫内

(2) 業務委託理由について

政策目的：新金沢市総合交通計画による事業である。

世界都市金沢にふさわしい交通体制を構築することを目的とする。

事業目的：歩行者等の通行妨害及び周辺の景観妨害の原因となる路上放置自転車等の台数を減少させる。

委託事業化した目的：業務の効率化及び人件費等その他経費の削減

委託の理由に関して、合理的であると判断した。また、委託経費のうち大きなウエイトを占める業務員の時間単価は低く設定されており、経費節減が図られていると判断できる。

(3) 契約内容について

随意契約を実施している。

随意契約の理由として、市の見解は、「放置自転車等の指導・撤去、駐輪場長期

駐車自転車等の移動、自転車保管庫の管理の各業務については、個人財産である自転車等の移転又は処分等公権力の行使が伴う事務であることから、直接行政が実施する性格の業務と考えられる。しかし、当該業務の効率化・適正化を推進していくためには、直接行政が実施するより業務委託することが適当であると考えられる。業務委託する場合には、行政代行的な業務となることから、市民の理解を得るためには、金沢市が出資し、まちづくり事業の推進を目的とする公益法人である財団法人金沢まちづくり財団以外が実施できるものではない。」である。

公共の福祉を阻害している場合に、その排除を目的とする行為が個人財産の処分等公権力の行使に該当するのかどうかは判断が難しいが、競争機会の確保の観点から、当該委託業務については競争入札を実施すべきである。

指摘事項

自転車等の放置防止対策及び手数料徴収業務委託においては、競争機会の確保の観点から、競争入札を実施すべきである。

(4) 入札について
該当なし

(5) 予算の正確性の検証
前年度実績や新年度業務内容・時間を基に積算を実施しており、問題はない。

(6) 対価としての妥当性について

過去3年間の委託料の推移表 単位：円

受託者名	平成 17 年	平成 18 年度	平成 19 年度
(財)金沢まちづくり財団	26,157,161	25,110,520	26,159,434

委託料は、受託者の支出金総額と合致しており、問題はない。

過去3年間の受託者の支出の推移表 単位：円

支出項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
給料手当	7,196,589	7,137,708	9,200,662
福利厚生費	1,043,257	999,116	1,308,032
消耗品費	234,906	78,320	71,165
消耗什器備品費	0	0	4,950
通信運搬費	158,777	170,008	316,830
租税公課	433,263	428,618	547,373
保険料	0	0	0
雑費	0	0	7,347

光熱水費	201,475	186,000	185,052
修繕費	441,000	22,596	71,492
印刷製本費	590,312	200,702	144,900
賃借料	1,005,480	1,006,624	796,897
燃料費	212,224	241,551	237,210
委託費	14,639,878	14,639,277	13,267,524
負担金	0	0	0

支出項目は主に委託費で構成される。その委託費の内訳を以下に記載する。

委託費の内訳

支出項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
放置自転車等撤去・返還業務	5,832,680	5,849,326	5,266,716
放置防止指導業務	8,648,198	8,648,951	7,859,808
廃棄物処理業務	33,000	15,000	15,000
放置自転車等管理システム保守	126,000	126,000	126,000
委託費合計	14,639,878	14,639,277	13,267,524

上記、支出項目は、委託業務の人員配置に関連している。

人員配置状況は以下のとおりである。

放置自転車等撤去・返還業務

区分	勤務時間	人数
自転車等撤去業務	9:00 から 12:00 13:00 から 16:00 土日祝・年末年始は配置しない。	2
保管庫返還業務	10:00 から 12:00 13:00 から 19:00 日祝・年末年始は配置しない。	1

返還手数料

区分	返還手数料
自転車	1,500 円
原動機付自転車	3,000 円

金沢市自転車等の駐輪対策及び放置防止に関する条例第 10 条別表の返還手数料の水準は、返還業務コストと比例関係にあるべきである。返還業務全体に要するコストと想定返還自転車等の台数から適正な水準を検討する必要がある。

意見

放置自転車等の返還手数料においては、返還業務全体に要するコストと想定返還自転車等の台数を踏まえ、適正な水準を検討する必要がある。

放置自転車等の返還費用が発生するのは、路上等に放置された自転車等を返還する場合が対象となる。

しかし、自転車等駐車場に駐車し、長期間経過したのも、路上等に放置された自転車等と同様に、保管庫に移動及び保管される。

移動及び保管には、コストが生じており、現在、無料で返還していることに合理的な理由はない。返還手数料を徴収すべきであると考える。

意見

自転車等駐車場に長期間駐車し、保管庫に移動された自転車等については、現在、無料で返還されているが、返還手数料の徴収について検討する必要がある。

放置防止指導業務

区分	勤務時間（年末年始等は配置しない）	人数
金沢駅前	7：00 から 11：00 16：00 から 19：00	1
香林坊・堅町地区	8：00 から 11：00 17：00 から 19：30	1
東金沢駅前	7：00 から 9：00	1
西金沢駅前	7：00 から 9：00	1
片町地区	7：30 から 9：00 17：00 から 19：00	1
森本駅前	7：00 から 9：00	1

上記、勤務時間は、金沢市と受託者との仕様書において、決定されているものである。なお、勤務除外日として、年末年始等が規定されている。

現在の業務内容に変更がなければ、委託料の低減は、十分に達成されていると判断できる。今後も、コスト面を含めた効率的な管理に努めてほしい。

（7）再委託の状況について

放置自転車等撤去・放置防止指導業務及び放置自転車等返還業務を、（社）金沢市シルバー人材センターに再委託していることについて、市の見解は「経費節減及び高齢者雇用促進を図るためであり問題はない。」というものである。

再委託業務は業務時間に単価を乗じて算出したもので、その時間単価が低く設定されていることから、経費節減が図られていると判断できる。

（8）事後評価の実施状況

市の見解は、「金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例第4条の啓発活動として、指導員が自転車等放置禁止区域内を巡回し、放置又は放置しようとする自転車等利用者に対し、指導している。また、放置禁止区域外の公共の場所においても、同様に適宜指導している。平成19年度実績では、2,082件の指導を実施しており、近年、撤去台数も減少していることから、放置自転車等の抑制

に一定の効果を上げている。」というものである。

撤去台数・収容可能台数

単位：台

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
撤去台数	1,452	1,376	888
収容可能台数	7,418	7,418	7,418

この事業目的は、歩行者等の通行妨害及び周辺の景観妨害の原因となる路上放置自転車等の台数を減少させることにある。

その手段として、市内に整備済みの駐輪場を維持管理し、指導員による自転車等の放置防止指導を実施している。

しかし、自転車等放置防止の事後的な処理に大半のコストを投入している現状を、事前の対応へ改善するべきである。

そのためには、市の他の部署と連携を図り、自転車等利用者のマナー、ルールの啓発、普及を図ることが必要である。

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例の第 4 条には、「市長は、自転車等の利用者に対し、自転車等の正しい駐車方法の周知を図る等の啓発活動を行うものとする。」と記載されており、この啓発活動を具体的に展開する必要がある。

意見

自転車等の放置防止対策は、放置現場における直接指導だけでなく、他の部局と連携した基本的な社会マナーの啓発活動も実施すべきである。

19. 片町広場荷捌き駐車場等管理業務委託

委託業務区分	施設管理運営
委託業務内容	片町広場荷捌き駐車場の施設等の管理 片町広場荷捌き駐車場に管理員を配置し、荷捌き車両の受付
業務委託理由別分類	業務の効率化及び人件費等その他経費の節減
款・項・目	総務費・総務管理費・交通対策費
担当課	都市政策局交通政策部歩ける環境推進課
委託料	
1. 当初予算計上額	2,563,000 円
2. 最終支出額	2,555,615 円
委託履行期間	平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
委託事業開始時期	平成 15 年度以前
委託契約先名称	財団法人金沢まちづくり財団
委託契約先分類	金沢市の外郭団体
契約方法	随意契約
随意契約理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
契約期間	平成 19 年 4 月より 1 年契約
再委託の有無	有

(1) 委託業務の概要

沿革

事業の開始年月 : 平成7年7月

委託事業化の開始年月 : 平成7年7月

当該事業は、交通渋滞緩和対策として実施しており、物流の効率化に資することを目的としている。

現状・内容

業務内容は、片町広場荷捌き駐車場の施設等の管理を行うこと、管理員を設置し、荷捌き車両の受付を行うことである。



片町広場に公営荷捌き駐車場を設置し、荷捌き車両を駐車させ、そこから各店舗に荷物を配送している。

(2) 業務委託理由について

政策目的 : 新金沢市総合交通計画による事業である。

世界都市金沢にふさわしい交通体制を構築することを目的とする。

事業目的 : 都心部の幹線道路の混雑緩和を目的とし、荷捌き車両を裏通りに誘導するため、裏通りについての荷捌き環境の向上を目指す。

委託事業化した目的 : 業務の効率化及び人件費等その他経費の削減

事業目的の達成のために、常勤の管理員を配置することで、一般車両の駐車を排除し、荷捌き車両が常時駐車できるようにしており、委託事業化は適当であると判断した。

(3) 契約内容について

随意契約を実施している。

随意契約の理由は、「財団法人金沢まちづくり財団は、地方自治法に基づく指定管理者として片町広場内にある自転車駐車場の管理を行っており、また、公園管理者から公園施設として片町広場の施設設備の点検及び修繕についても業務を受託している。片町広場の一体的な施設管理、運営のため随意契約するものである」としている。

片町広場の一体的な施設管理、運営の必要があることから、契約方法を随意契約とすることは問題がないと判断する。

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証

予算は、電話料、水道料及び駐車場管理員経費で構成されており、いずれも実績に基づくものであり、問題はない。

(6) 対価としての妥当性について

過去3年間の委託料の推移表

単位：円

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
(財)金沢まちづくり財団	2,559,904	2,564,908	2,555,615

管理員の配置人数と配置時間

収容台数	人数	供用時間
8台	1	平日9:00から20:00まで、祝日9:00から14:00まで 日曜・年末年始は供用しない。

受託者の収支決算書の支出推移表

単位：円

	平成17年	平成18年度	平成19年度
通信運搬費	33,376	32,528	34,444
光熱水費	22,050	22,050	22,050
委託費	2,504,478	2,510,330	2,499,121
合計	2,559,904	2,564,908	2,555,615

委託費は、(社)金沢市シルバー人材センターへの委託(管理員配置人件費)である。対価は適正といえるが、今後は、管理員の配置時間の削減についても、検討すべきと考える。

(7) 再委託の状況について

市の見解は、「片町広場荷捌き駐車場等管理業務を再委託していることについては、経費節減及び高齢者雇用促進を図るためであり、問題はない」というものである。

再委託業務は、業務時間に単価を乗じて算出したものであり、その時間単価が低く設定されていることから、経費節減が図られていると判断できる。

(8) 事後評価の実施状況

市の見解は、「荷捌き駐車場が設置されていることで、近辺の違法駐車は見られない。また、管理員がいることで荷捌き駐車場は適切に利用されている」というものである。

荷捌き駐車場の設置は、都心部において、路上荷捌きのための駐停車車両を削

減することにより、幹線道路の交通渋滞緩和を図り、裏通りの荷捌き環境を向上させるために効果があるといえる。しかし、管理員がいることで荷捌き駐車場の適切な利用が促進されているとは断定できないと思われる。

また、金沢市トラック荷捌き効率化計画に基づき、都心部の公共施設や民間施設の駐車場や道路の一部等を利用した荷捌き駐車場を設置するため、関係者と協議を進めながら荷捌き対策を実施していることは理解できるが、これまでの駐車場の設置は、平成 16 年は 5 箇所、平成 17 年、18 年は各 4 箇所に留まっており、今後も荷捌き対策が必要な路線・地区を把握し、新規に適正な位置での駐車場確保を、費用対効果も踏まえて検討することが重要であると考えます。

意見

荷捌き駐車場の設置については、常に荷捌き対策が必要な路線・地区を把握し、適正な位置での駐車場確保を、費用対効果も踏まえて検討する必要がある。

20. もてなしドーム地下広場運營業務委託

委託業務区分	各種事業、研修会等開催・運営
委託業務内容	もてなしドーム利用申請書の受付、スケジュール調整、運営料の徴収、備品管理等
業務委託理由別分類	業務の効率化及び人件費等その他経費の節減
款・項・目	総務費・総務管理費・企画費
担当課	都市政策局企画調整課
委託料	
1. 当初予算計上額	4,080,000 円
2. 最終支出額	5,567,005 円
委託履行期間	平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
委託事業開始時期	平成 17 年度
委託契約先名称	財団法人金沢まちづくり財団
委託契約先分類	金沢市の外郭団体
契約方法	随意契約
随意契約理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
契約期間	平成 19 年 4 月より 1 年契約
再委託の有無	無

(1) 委託業務の概要

①沿革

事業の開始年月 : 平成 17 年 4 月

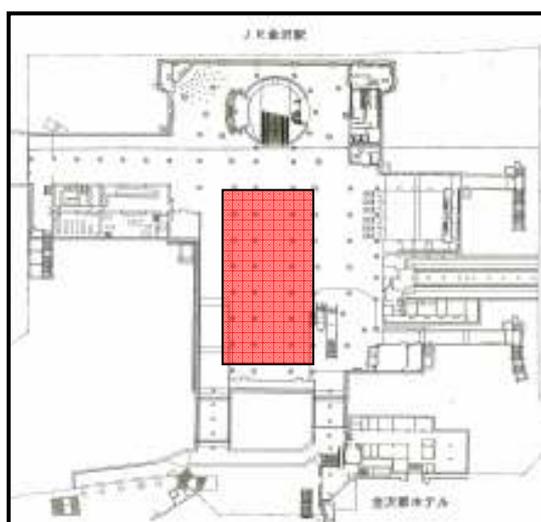
委託事業化の開始年月 : 平成 17 年 4 月

金沢駅東広場もてなしドームは、平成 17 年 3 月 20 日に完成し、供用が開始されたことから、その地下広場の活用の一つの方法として、平成 17 年 4 月 1 日より本事業を開始したものである。

②現状・内容

・面 積 : 1,576.31 m²

・使用ゾーン図 :



・使用可能時間帯 : 午前 8 時～午後 9 時

<p>第 23 回放射線技師の 国際会議</p>  <p>H19. 6. 8</p>	<p>石川県理容美容専門学校 ヘアショー</p>  <p>H19. 9. 28</p>	<p>クリスマス交通安全 こどもフェスタ</p>  <p>H19. 12. 5</p>
---	--	--

(2) 業務委託理由について

随意契約の理由として、市の見解は、「財団法人金沢まちづくり財団は、金沢のまちづくりを推進する事業を行う団体であり、金沢駅周辺の状況を熟知しており、

委託業者として最も適している」というものである。

また、金沢駅もてなしドーム地下広場の有効活用として、現在の多目的イベント広場としての利用は、北陸新幹線の開業までの暫定的な活用策であり、暫定利用の段階でむやみに民間業者へ運営を委託することは適当ではないとの観点も加えれば、当該財団に運営を委託することは適当である。

しかしながら、北陸新幹線の開業までに、もてなしドーム地下広場の今後の有効活用について、市は検討を進める必要があるとともに、その検討の結果、多目的イベント広場として本格的な活用を図るのであれば、公共空間の有効活用にノウハウを有する民間企業への運営委託も検討する必要があると思われる。

(3) 契約内容について

1 者随意契約で、契約方法には、問題はない。

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証

当初予算と最終支出額に差異があり、担当課は追加補正の予算要求書を財政局へ提出している。

例年、運営料収入の減額に伴う委託料の増額補正をしていることに関する理由として、市の見解は、「もてなしドーム地下広場は、歩行者等の通行に供することを主たる目的として設計、整備されたものであり、給排水施設がないことや、火気の利用が禁じられていること、冬季の寒さが厳しいこと等、イベント利用には一部制限があるため、民間団体等の利用が目標に達しないのが現状である。しかし、利用実績をみるに、リピーターが多いことから、駅前である当該広場の地理的優位性を訴えつつ、今後も更なるイベント利用の周知を図り、利用促進に取り組んでいく」との考えをもっている。

(6) 対価としての妥当性について

①平成19年度の施設利用状況

	一般		金沢市関連		にぎわい		収入額	営業日	休業日
	日数	件数	日数	件数	日数	件数			
19年4月	6	3	1	1	16	4	80,000	20	10
5月	6	3	0	0	29	7	120,000	21	10
6月	6	5	5	2	25	8	100,000	21	9
7月	3	2	10	1	25	7	40,000	21	10
8月	2	2	0	0	24	7	90,000	23	8
9月	10	7	0	0	31	8	40,000	18	12
10月	3	3	18	3	26	7	110,000	22	9

11月	4	2	10	3	23	5	30,000	21	9
12月	6	5	4	4	11	3	0	19	12
20年1月	0	0	0	0	1	1	0	19	12
2月	0	0	0	0	4	1	70,000	20	9
3月	12	5	0	0	16	3	50,000	20	11

運営料(利用者負担)を金沢まちづくり財団の収入としているにもかかわらず、その収入増加のインセンティブが金沢市にあることに関しての市の見解は、以下のとおりである。

「本委託業務は、地下広場のイベント利用に関する申請やスケジュール管理等の事務の効率化及び人件費その他の経費の削減を目的に委託しているものであり、現行のイベント広場としての利用促進を含め、もてなしドームをはじめとする金沢駅前の賑わい創出に向けた取り組みについては、金沢市の玄関口にふさわしい景観や賑わい等のあり方を考慮しつつ、受託者の経験や知識も生かしながら、本市が主体的に行っている。また、委託料は概算払とし、運営料収入の増加は、本市が支払う委託料の削減につながるものであるため、そのインセンティブは、利用促進等に取り組んでいる本市にあると考える。なお、もてなしドームをはじめとする駅前については、2014年までの北陸新幹線の開業を見据え、イベント広場としての利用にとらわれず、交流拠点としての適正な機能の配置や強化、役割分担等、そのあり方は今後の検討課題と考えている」

②過去3年間の委託料の推移表

単位:円

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
決算額	5,691,879	5,575,038	5,567,005

委託料最小化の努力として、市の見解は、以下のとおりである。

「本委託事業における支出は、そのほとんどが人件費及び維持管理に係る経常的経費であり、これ以上の削減は困難であるが、少しでも更なる支出の削減に向けて検討していきたい。一方、金沢コンベンションビューローHPへの案内掲載、各種行政機関やイベント会社等への営業活動をとおり、イベント利用を促進することで、運営料収入の増加による委託料の削減に努めている」

コストに見合った公共空間の有効活用のためにも、収入増加へ向けた取り組みを今後も推進する必要があるが、当該事業の目的が、広く市民団体や民間業者に地下広場を使ってもらい、駅前の賑わいを創出することを目的としていることから、主催者が負担する運営料が1日1万円と廉価に設定されており、このことに鑑みれば、収支の均衡が公共空間の有効活用度を測る指標とは言い切れず、現在の市の支出額は限度を超えるものではない。

しかし、例えば営利を目的とするイベントであるか否かなど、イベントの内容によっては割増料金を徴収することも検討する必要がある。

意見

もてなしドーム地下広場の利用者負担については、営利を目的とするもの等イベントの内容により割増料金を徴収することも検討する必要がある。

③過去3年間のもてなしドーム地下広場収支決算書の推移表

単位:円

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
収入の部			
受託料収入	5,691,879	5,575,038	5,567,005
運営料収入	620,000	1,090,000	730,000
合計	6,311,879	6,665,038	6,297,005

支出の部	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
給料手当	4,485,808	4,339,468	4,280,788
福利厚生費	726,343	586,178	581,070
光熱水費	167,897	523,206	515,357
修繕費	15,750	0	0
消耗品費	231,039	350,189	136,842
印刷製本費	0	172,933	159,228
通信運搬費	106,734	109,570	114,692
賃借料	48,510	105,840	105,840
租税公課	262,414	248,084	244,894
雑費	3,885	3,570	8,294
旅費交通費	158,000	200,000	150,000
消耗什器備品費	105,499	26,000	0
合計	6,311,879	6,665,038	6,297,005

(7) 再委託の状況について

該当なし

(8) 事後評価の実施状況

平成 20 年度より、利用者にアンケート調査を実施しており、その結果を、外部の委員で構成される「もてなしドーム企画調整委員会」に報告し、助言をもらいながら改善に取り組んでいる。

なお、平成 21 年度については、受託事業者職員の勤務体制の改善等を実施する予定である。

21. 屋外広告物現況調査等委託事業

委託業務区分	調査、研究、測定、集計
委託業務内容	① 指定区域などにおける屋外広告物の現況調査及び報告書等の作成 ② 公的サインの点検・掃除
業務委託理由別分類	その他
款・項・目	土木費・都市計画費・都市計画総務費
担当課	都市整備局景観政策課
委託料	
1. 当初予算計上額	6,370,000 円
2. 最終支出額	6,370,000 円
委託履行期間	平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
委託事業開始時期	平成 15 年度以前
委託契約先名称	金沢まちづくり財団
委託契約先分類	金沢市の外郭団体
契約方法	随意契約
随意契約の理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
契約期間	平成 19 年 4 月より 1 年契約
再委託の有無	無

(1) 委託業務の概要

①沿革

事業の開始：平成 18 年度

委託事業化の開始：平成 18 年度

②現状・内容

ア 指定区域内の屋外広告物の現況を調査し、報告書に記載する。

イ 当該広告物の許可申請の有無を確認し、現況報告書と照合する。

ウ その他基礎資料（現況調査一覧表など）を作成する。

エ 市内約 100 ヶ所に点在する公的サインを点検・清掃する。



* 看板の大きさや高さを測ったり、カメラ撮影や目視で現況の調査を行う。

(2) 業務委託理由について

①政策目的

景観法の制定や北陸新幹線の金沢開業を見据え、より美しい景観の形成が求められており、今後さらに良好な都市景観を形成していくため、長期的な行動指針（金沢市景観形成基本計画）と、短期的な運用実施計画（金沢市景観計画）を 18 年度から 20 年度の 3 年間で策定し、金沢らしいより美しい都市景観の形成を目指している。

②事業目的

金沢市内の屋上広告や主要交差点に設置されている野立広告の現況を調査し、現行の屋外広告物条例基準との適合性や許可申請の有無などの実態把握を通して、景観基本計画の策定や屋外広告物条例改正に際して必要となる基礎資料を作成することで、美しい都市景観の形成を図ることを目的としている。

③委託事業化した目的

平成 17 年、景観法の施行により景観施策の重要性が増す中で、本市においても景観計画を見直し、新たな景観計画を策定することが必要となってきた。

その計画策定を進めるにあたり、景観の重要な要素である屋外広告物についても、実態を把握すべく現況調査を実施する必要性が生じたため、その現況調査を円滑にかつ効率的に実施するとともに、人件費等その他経費の節減を図ることを目的として委託化している。

(3) 契約内容について

随意契約を実施している。

随意契約の理由として、市の見解は、「本委託業務は、幹線道路の沿道など指定区域内に設置されている屋外広告物の現況をすべて調査し、屋外広告物条例に適合しない違反広告物の実態を把握し、沿道景観形成計画の策定に際しての基礎資料を策定することまでを主な内容とする業務である。したがって、屋外広告物に関する正確な知識を有するとともに当該業務を誠実に履行した実績を持ち、かつ公正中立な立場にある本市が出損する公益法人の財団法人金沢まちづくり財団に委託することが妥当である」というものである。

屋外広告物に関する知識を有するものは、複数存在する。実績は、経験のない場合にはいつまでたってもゼロであり、選定の際の参考資料のひとつに過ぎない。

金沢市の委託業務を遂行する場合には、当然公正中立であることは、委託契約書上に明記すべきであり、このことをもって当該財団を限定する理由とはならない。

競争機会の確保の観点からも競争入札を実施すべきである。

指摘事項

屋外広告物現況調査等委託事業においては、競争機会の確保の観点から、競争入札を実施すべきである。

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証について

当初予算と最終支出金が合致しており、予算は正確に算定され、執行されている。

(6) 対価としての妥当性について

①過去3年間の委託料の推移表

単位：円

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
(財) 金沢まちづくり財団	8,750,000	12,280,000	6,370,000

(委託金額変動の理由)

委託業務内容が毎年異なるため、金額が変動している。

平成 17 年度 (8,750,000 円) 内訳

- ・立看板等簡易除却業務 6,000,000 円 (@25,018/日：人件費、車借上、ガソリン等 年 240 回)

- ・風俗チラシ簡易除却業務 2,111,000円 (@8,652/日：人件費等 年244回)
- ・公共サイン清掃・点検業務 639,000円 (@18,806/日：人件費、交通費等 年34回)

平成18年度(12,280,000円)内訳

- ・立看板等簡易除却業務 5,910,000円 (@24,624/日：人件費、車借上、ガソリン等 年240回)
- ・屋外広告物現況調査等業務 6,050,000円 (@24,896/日：人件費、車借上、ガソリン等 年243回)
- ・公共サイン清掃・点検業務 320,000円 (@18,806/日：人件費、交通費等 年17回)

平成19年度(6,370,000円)内訳

- ・屋外広告物現況調査等業務 6,370,000円 (@26,541/日：人件費、車借上、ガソリン等 年240回)

委託業務量と対価のバランスはとれており、問題はないと判断した。

(7) 再委託の状況について
該当なし

(8) 事後評価の実施状況
作業後の報告書の作成等、問題はないと判断した。

22. 安全施設維持管理業務等委託

委託業務区分	施設等機械類保守点検
委託業務内容	金沢市全域の交通安全施設の点検調査
業務委託理由別分類	業務の効率化及び人件費等その他経費の節減
款・項・目	土木費・道路橋りょう費・交通安全施設整備費
担当課	都市整備局土木部道路管理課
委託料	
1. 当初予算計上額	7,200,000 円
2. 最終支出額	7,636,400 円
委託履行期間	平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
委託事業開始時期	平成 17 年度
委託契約先名称	財団法人金沢まちづくり財団
委託契約先分類	金沢市の外郭団体
契約方法	随意契約
随意契約理由とするもの	契約の性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
契約期間	平成 19 年 4 月より 1 年契約
再委託の有無	無

(1) 委託業務の概要

①沿革

事業の開始年月 : 平成 17 年 4 月

委託事業化の開始年月 : 平成 17 年 4 月

従来は市民要望により安全施設の修繕等の対応をしていたが、平成 17 年度より老朽化による事故を未然に防ぐことを目的に、計画的に点検を行う委託業務が事業化されている。

②現状・内容

		
(防護柵点検) 腐食の有無 ボルトのゆるみ等を点検	(反射鏡点検) 支柱の腐食の有無 鏡面の角度 ゆがみ等を点検	(照明灯点検) 支柱の腐食の有無 点灯状況を点検

金沢市全域の交通安全施設の点検、具体的には、計画に基づき下記の業務が実施されている。

ア 点検着手時に、当該施設が金沢市管理施設か確認する。また、現地と施設台帳の記載内容を照合し、誤謬があれば施設台帳の修正を行う。また、管理施設で台帳が整備されていないものについては、所定の様式で台帳の追加を行うものとする。

イ 別途貸与する施設台帳を基に、所定用紙の「点検項目」により調査を行い、「点検のランク付け」により評価し、その結果を施設台帳に入力を行うものとする。

ウ 点検の結果、腐食・損傷等により特に危険な施設等を発見した時は速やかに写真を添付し金沢市に報告（要望書提出）する。

エ 点検結果については、危険度や緊急度が高いものを金沢市へ月報として報告するものとし、年度末には当該年度調査個所の評価のランク付け一覧表を作成し提出する。

(2) 業務委託理由について

- ①政策目的：道路を適切に維持管理するため
- ②事業目的：金沢市全域の交通安全施設（ガードパイプ、カーブミラー等）を点検調査し、安全安心な道路管理を実施
- ③委託事業化した目的：
道路の交通安全施設の点検調査を強化することにより、危険個所の早期発見と効率的な維持管理を図るため

事業目的、委託事業化ともに、合理的なもので、問題はないと判断した。

(3) 契約内容について

随意契約を実施している。

随意契約の理由として、市の見解は、「本委託業務は、金沢市内に点在する本市が設置した施設物の安全点検業務等であり、市民が安全かつ良好な状態で利用できるように、設置目的や利用目的を的確に判断し、対応できることを必要とするものである。財団法人金沢まちづくり財団は、多年にわたり公園緑地等の遊具点検等を行っており、技術的に熟知し、的確な判断や対応能力を備えており、また、行政経験豊富な土木職を多数雇用しており、本委託事業の目的達成には最善と思われる」というもので、金沢市の土木部で該当する業務を実施していたOBが当該財団法人に雇用されており、安全施設の設置、保全の業務を理解しているというものである。

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証

予算は、安全施設維持管理業務等委託事業費を、市の担当課である道路管理課、内水整備課、市営住宅課の3課で、仕事量の精算表に基づき人工比率を算出し、配分計算を実施している。

下記、委託料は、道路管理課において配分された金額である。配分計算の際に使用した人工と、実際の人工との比較までは実施されていない。

(6) 対価としての妥当性について

①過去3年間の委託料の推移表

単位：円

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
(財)金沢まちづくり財団	10,538,850	9,715,074	7,603,608

②従事者数：3人

受託者側の努力により人件費を削減できたものである。

③業務量

出所：安全施設調査集計表 単位：件

	照明 灯	防護 柵	反射 鏡	道路 標識	合計	台帳 漏れ	現場 なし	写真 漏れ	写真 違い
H17年度	1,296	3,706	1,368	601	6,971	599	163	246	59
H18年度	2,327	2,962	1,472	664	7,425	1,096	296	454	140
H19年度	910	3,109	1,030	451	5,500	811	124	211	114

業務量と対価とは、均衡がとれており、問題ないと判断した。

(7) 再委託の状況について

該当なし

(8) 事後評価の実施状況

成果物（要望書、調査箇所の評価ランク付け一覧表）は仕様書どおりに、適正に作成されており、問題はないと判断した。

交通安全施設維持管理業務等委託特別仕様書によれば、受託者は業務計画書の作成義務があり、この計画書には、業務の工程表、業務の担当者を記入することになっている。

また、この業務計画書は、毎年作成すべきであり、市は提出がない場合には、当然受託者に注意すべきところ、平成17年に長期の業務計画書が作成・提出されたのみで、以後全く年度の業務計画書が作成されていない。

長期の計画書を作成することと、年度計画書を作成することは別であることから、年度単位で業務を委託している以上、業務計画書を毎年作成し提出させるべきである。

意見

安全施設維持管理業務等委託において、受託者は委託年度の業務計画書を作成・提出する義務があるが、過年度に長期計画書を提出したのみであるため、早期に委託年度の業務計画書の提出を指導する必要がある。

23. 東斎場火葬等業務委託**24. 南斎場火葬等業務委託**

委託業務区分
その他の委託
委託業務内容
斎場の火葬業務
業務委託理由別分類
知識・技術の高度化により直営による対応が困難 その他
款・項・目
衛生費・環境衛生費・環境衛生施設費
担当課
市民局市民課
委託料
1. 当初予算計上額
49,140,000 円（東斎場） 41,202,000 円（南斎場）
2. 最終支出額
49,140,000 円（東斎場） 41,202,000 円（南斎場）
委託履行期間
平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
委託事業開始時期
平成 15 年度以前
委託契約先名称
株式会社五輪
委託契約先分類
営利団体
契約方法
随意契約
随意契約理由とするもの
契約性質又は目的が競争入札に適しない 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
契約期間
平成 19 年 4 月より 1 年契約
再委託の有無
無

(1) 委託業務の概要

①沿革

事業の開始年月：(東斎場) 平成4年7月 (南斎場) 平成7年7月

委託事業化の開始年月：(東斎場) 平成4年7月 (南斎場) 平成7年7月

②現状・内容

事業場所：金沢市東斎場 金沢市鳴和台 360 番地

金沢市南斎場 金沢市西泉 6 丁目 64 番地

委託内容：・火葬炉の始業及び終業点検

・火葬炉等の設備及び炉回り等器具類の保守及び管理、簡単な補修

・火葬炉の運転操作及び監視業務

・収骨及び遺族への引渡業務

・火葬炉等の掃除業務

・受付業務

過去3年間の業務量は、以下のとおりである。

火葬件数

(東斎場)

	遺体	死産児	汚物	計
平成17年度	2,017	42	697	2,756
平成18年度	2,009	50	753	2,812
平成19年度	2,070	62	704	2,836

(南斎場)

	遺体	死産児	汚物	計
平成17年度	1,702	109	342	2,153
平成18年度	1,738	98	367	2,203
平成19年度	1,730	96	316	2,142

業務時間：(東斎場) 9時～17時30分 (南斎場) 9時～17時30分

労働環境は、夏高温で冬低温下での仕事である。

炉設備の保守作業の頻度は、日常の簡易な点検・清掃の他に年1回定期点検を行っている。

(東斎場)



玄関



炉心前



炉心裏

(南斎場)



玄関



炉心前



炉心裏

(2) 業務委託理由について

- ①政策目的：住みよい生活環境の整備
- ②事業目的：火葬業務及び設備の保守点検
- ③委託事業化した目的：業務の効率化及び人件費等その他経費の節減

知識・技術の高度化により直営による対応が困難

遺体の火葬は、男女や体格の違いによる火力の調整、遺族の慰霊感情を満たすためのお骨の残し方等、炉心のコントロールに知識・経験を要する作業である。

(3) 契約内容について

随意契約を実施している。

随意契約の理由として、市の見解は、「個別随意契約理由：株式会社Aは、斎場に火葬炉を設置したメーカーである株式会社Bが自社製火葬炉の運転、管理業務を目的として設立した会社である。火葬炉の運転管理は製造会社の技術を必要とする。また、金沢の火葬習慣等を考慮した火葬業務にも精通しており、遺族の感情に配慮した開場時よりスムーズな管理運営体制を行うことができる。よって、株式会社Aと契約するのが最良である」というものである。

火葬炉を設置したメーカーである株式会社Bは、富山市に本店を有する会社であり、無煙突式無煙・無臭火炉で特許を有し、全国に636個所の斎場炉の納入実績を持っており、株式会社Aは、株式会社Bのメンテナンス子会社である。

(4) 入札について

該当なし

(5) 予算の正確性の検証

予算と実績との乖離はなく、予算は正確に算定されていたと判断した。

予算の算定は、平成 11 年 4 月に記載された、日本環境斎苑協会の依頼業務受託料金表を参照し、人件費単価を設定し、人数を乗じて算出している。

(6) 対価としての妥当性について

①過去 3 年間の委託料の推移表

(東斎場)

単位：円

委託契約先	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
株式会社 A	50,652,000	49,140,000	49,140,000

(南斎場)

委託契約先	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
株式会社 A	41,202,000	41,202,000	41,202,000

②従事者数：(東斎場) 技術管理者 1 人、技術員 5 人

(南斎場) 技術管理者 1 人、技術員 4 人

見積書において、見積内訳として、「斎場火葬等業務、設計、仕様及び図面のとおり、しゅん工までの一切の費用額」と記載されているが、これでは、金額の内容を分析できない。

見積書は、その内容を、例えば、人件費単価×常駐人員、管理経費、定期点検費等に分解して提示すべきである。

市は、平成 11 年の前記の算出根拠資料により、技術管理者と技術者とで、積算単価を替えて、12 か月分を乗じているが、平成 11 年の算出根拠は、現在の人件費水準を反映していないため、市は人件費の見直しをすべきであった。

また、この算出根拠資料によれば、火葬見込数と常駐人員の目安で、火葬見込数が 2,000～3,000 件/年では、常駐人員は、4 人から 5 人と記載されているが、東斎場の現在の技術管理者 1 人と技術者 5 人の合計 6 人であり、1 人多い配置であると考えられる。

なお、斎場には、金沢市の職員が配置されているが、市の見解は、「金沢市の職員は、火葬の予約及び書類等の受付業務であるため、火葬業者の受付業務とは重複しない」というものである。

(7) 再委託の状況について

該当なし

(8) 事後評価の実施状況

事後評価は、一度も実施されていない。効果的な事業運営の観点から、定期的な事業の検証を実施する必要がある。

委託事業内容を検討する際に、検討対象から除外すべき聖域はなく、市民のサービス感覚に合致した事業であるかどうかの観点から、その必要性を検証する必要があると思われる。

意見

東・南斎場火葬等業務委託料の積算においては、業者に詳細な経費内訳の提出を求め、対価としての妥当性を検討するとともに、実績報告書等に基づく事後評価を実施し、その結果を翌期以降の予算計上等に反映させる必要がある。